

証人出延せし罰金の言渡
しを受けたる後其の譯
けを述べんとし其の裁
判所の已に締切とありた
る時其の時裁判を開き
て自分を呼出したる裁判
所其の申立 ○第三百
てを爲すあり

條 順次發言

檢察官の法律の爲め
し 先づ其の見込みを述
べ次に民事原告人損害の
償ひを求むる爲め發言し
其の後被告入其の辯護
人及び民事擔當人の公訴
と私訴とを對し其
の答辯を爲すあり ○

第三百一 條 公訴を

拋棄す 檢察官の見込み
よて公訴を爲す

第二百九十八條 被告人讞者啞者又ハ國語ニ通セサル者ナル時
ハ第五百五十六條第五百七條ノ規則ニ從フ

第二百九十九條 被告人數名アル時ハ裁判長其意見ヲ述ヘ且檢
察官其他訴訟關係人ノ意見ヲ聽キ訊問ノ順序ヲ定ム可シ
裁判長ハ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ職權ヲ以テ其順
序ヲ變更スルコト得

第三百條 證憑調濟ノ後檢察官民事原告人被告人其辯護人及ヒ
民事擔當人ハ順次發言ス可シ

檢察官其他訴訟關係人ノ陳述ハ他ヨリ妨礙スルコト得ス
檢察官其他訴訟關係人ハ迭ヒニ辯論ヲ爲スコト得但辯論ノ最
終ニハ被告人又ハ辯護人ヲシテ發言セシム可シ

第三百一 條 檢察官公訴ヲ拋棄スト雖モ裁判所ニ於テハ本案ニ
付キ相當ノ裁判ヲ爲ス可シ

第三百二 條 辯論中公判ノ手續ニ付キ異議ノ申立アリタル時ハ
裁判所ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽キ直チニ之ヲ判決ス可シ但其
判決ニ對スル控訴又ハ上告ハ本案ノ裁判言渡アリタル後ニ非
サレハ之ヲ爲スコト得ス

第三百三 條 民事擔當人ハ始審終審ヲ問ハス何時ニテモ其訴訟
ニ關係スルコト得

よ及はずとして之れを打
ち棄つると第百七條末項
を見合

○第三百三 條

其訴訟ニ關係する

之を得 民事擔當人の固
と被告人より代り

民事の賠償を引受くる
者故其の引受くべき事件
よ付き其の訴訟ニ關
係するを許すあり 異

議の申立 即ち民事擔
當人より故

障を申立 ○第三百六
つるあり

條 同時ニ私訴の裁

判云々 私訴の固と公訴
よ附添ひたる者
よ一々一方濟みたる後
尙は一方の濟む譯けあ

又民事原告人ハ民事擔當人ヲシテ其訴訟ニ關係セシムルコト
得

若シ異議ノ申立アリタル時ハ其裁判所ニ於テ之ヲ判決ス可シ
其判決ニ對シテハ本案ノ裁判言渡ヲ待タズ直チニ控訴又ハ上
告ヲ爲スコト得此場合ニ於テハ本案ノ辯論ヲ停止ス

第三百四 條 裁判所ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲スニハ事實及ヒ法律ニ
依リ其理由ヲ明示シ且一切ノ證憑ヲ明示ス可シ

免訴ノ言渡ヲ爲スニ付テモ亦同シ

第三百五 條 無罪ノ言渡ヲ爲スニハ其理由トシテ被告人ニ對シ
犯罪ノ證憑ナキコト明示ス可シ

第三百六 條 裁判所ニ於テハ公訴ノ裁判ト同時ニ私訴ノ裁判言
渡ヲ爲ス可シ

私訴ニ付キ取調未タ充分ナラサル時ハ公訴ノ裁判アリタル後
其裁判言渡ヲ爲スコト得

第三百七 條 被告人刑ノ言渡ヲ受ケタル時ハ裁判所ノ職權ヲ以
テ公訴裁判費用ノ全部又ハ幾分ヲ擔當ス可キノ言渡ヲ爲ス可
免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テ公訴裁判費用ハ官ニ
テ之ヲ擔當ス可シ

明治十五年七月七日司法省丙第二十六號達

治罪法第三百七條第二項公訴裁判費用官ニ於テ擔當スヘキ場合該金額ハ裁判所ヨリ支出スル儀ト心得ヘシ此旨相達候事

但從前ノ指令内訓本文ニ抵觸スル件々ハ取消候事

私訴裁判費用ハ民事ノ規則ニ從ヒ敗訴シタル者之ヲ擔當ス可シ

第三百八條 被告人刑ノ言渡ヲ受ケタルト否トヲ問ハス沒收ニ係ラサル差押物品ハ所有主ノ請求ナシト雖モ之ヲ還付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百九條 本案ノ裁判言渡ニ對スル上訴ノ期限内又上訴アリタル時ハ其判決アルマテ裁判執行ヲ停止ス

第三百十條 禁錮以上ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡シタル時ハ現ニ捕ニ就クニ非サレハ上訴ヲ爲スヲ不得ス

第三百十一條 勾留ヲ受ケタル者上訴ヲ爲シ又ハ保釋ヲ求ムル時ハ其中立書ヲ監獄長ニ差出シ監獄長ヨリ之ヲ其裁判所ノ書記ニ差出ス可シ

第三百十二條 訴訟關係人又ハ其代人非常ノ變災厄難ニ因リ上訴期限ヲ經過シタル場合ニ於テ其旨ヲ證明シタル時ハ期限ヲ經過シタルニ因リ失ヒタル權利ヲ回復スルヲ得但變災厄難

く且つ刑事裁判より已ハ其の証據を聚めたるを以て其の償ひの高を知るに誤りなく又た其の手續を省き裁決を之やくし費用を少ふする等の利あるを以て刑事裁判所より公訴の裁判を爲す時ハ亦た私訴の言渡も濟ませざるあり但た公訴ハ已ニ調へ濟みおれ共私訴ハ付ての調へ未だ濟ませざる時ハ私訴の爲め公訴の裁決を延ばす可きハ非と故に先づ公訴を濟ませ後ち私訴の言渡を爲すを許すなり

○第二百十二條 回復

○第二百十四條

即時之を爲し云

裁判言渡を急速よとる譯けハ之れを延ひ々々

よする時ハ或ハ本人の其の事を忘するあり或ハ

悪心と起して種々の巧みを志す等の恐れあり故に

斯く之れを速かまするあり

○第二百十五條 其費用を以て云々

言渡書の寫し又ハ抜き書を

求むるハ皆本人より其の初めより言渡の本書を

與へざる譯けハ總て裁判の自洲よて口つから言渡

したる上其の効力のあ

る者よて其の書面より別

段効しなき者あり故に之

チ免カレタルヨリ通常ノ期限内ニ其證據ヲ申立書ニ添へ上訴ヲ爲ス可シ

第三百十三條 書記ハ速ニ前條ノ申立書ヲ對手人ニ送達ス可シ

對手人ハ三日内ニ答辯書ヲ差出スヲ得

上訴ヲ判決ス可キ裁判所ニ於テハ會議局ニテ檢察官ノ意見ヲ聽キ先ツ其上訴ヲ受理ス可キヤ否ヲ判決ス可シ

上訴ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ書記ヲシテ其旨ヲ訴訟關係人ニ通知セシメ通常ノ規則ニ從ヒ本案ノ裁判ヲ爲ス可シ

上訴ヲ受理ス可カラサル者ト判決シタル時ハ他ノ原由アルニ非サレハ即時ニ裁判執行ヲ爲サシム可シ

第三百十四條 裁判言渡ハ辯論ヲ終リタル後公廷ニ於テ即時ニ之ヲ爲シ又ハ次日ニ之ヲ爲ス可シ

裁判言渡書ハ其言渡前裁判官之ヲ作り書記ト共ニ署名捺印ス可シ

裁判言渡書ニハ其言渡ヲ爲シタル裁判所年月日其事件ニ干預シタル檢察官ノ氏名ヲ記載ス可シ

第三百十五條 訴訟關係人ハ其費用ヲ以テ裁判言渡書ノ謄本又ハ其抜き書ヲ求ムルヲ得但上訴ノ爲メ其求ヲ爲シタル時ハ書記ヨリ二十四時内ニ之ヲ下付ス可シ

れを與ふるとききかり但
た本人より上訴を爲と爲
めよ求むる時の官より之
れを下け渡と者とと是れ
其の上訴の種ね ○第三
となる故あり

百十六條 其言渡を

受けたる者云々 總て
裁判ありたる時の故障を
爲とを許さくれ共控訴
並ひよ上告と爲と之れ
を許せり然れ共其の期限
甚た短かく且つ裁判言渡
の日より之れを敷ふるな
り故よ其の言渡を受けた
る者法律を知らざる時
思ひす其の期日と過し又
前條の寫し抜き書きを
求むるよも心付かざる等
の事ありての固とより被

第三百十六條

對審裁判ニ因リ刑ノ言渡アリタル時ハ裁判長ヨ
リ其言渡ヲ受ケタル者ニ前條ノ請求及ヒ其言渡ニ對シ控訴又
ハ上告ヲ爲スヲ得可キヲ及ヒ其期限ヲ告知シ又闕席裁判ニ因
リ刑ノ言渡アリタル時ハ其言渡ニ對シ故障ヲ爲スヲ得可キヲ
及ヒ其期限ヲ言渡書ニ記載ス可シ

若シ其告知又ハ記載ナキ時ハ通常ノ規則ニ從ヒ其告知アルマ
テ上訴期限ノ經過ヲ停止ス

第三百十七條 書記ハ各事件ニ付キ各別ニ公判始末書ヲ作り左
ノ條件其他一切ノ訴訟手續ヲ記載ス可シ

一 裁判ヲ公行シタルヲ又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡アリタルヲ
及ヒ其事由

二 被告人ノ訊問及ヒ其陳述

三 證人鑑定人ノ陳述及ヒ宣誓ヲ爲シタルヲ若シ宣誓ヲ爲サ
ル時ハ其事由

四 原被ノ證據物件

五 辯論中異議ノ申立アリタルヲ後日ヲ期シテ申立ツ可キ事
件ヲ申立タルヲ是等ノ事件ニ付キ檢察官其他訴訟關係人
ノ意見及ヒ裁判所ノ判決

六 辯論ノ順序及ヒ被告人ヲシテ最終ニ發言セシメタルヲ

第三百十八條

公判始末書ニハ前條ニ記載シタル條件ノ外言渡
ヲ爲シタル裁判所年月日裁判長陪席判事檢察官及ヒ書記ノ氏
名ヲ記載ス可シ

辯論數日ニ渉ル時ハ其旨及ヒ同一ノ裁判官出席シタルヲ記
載ス可シ

辯論中豫備判事ヲシテ代ラシメタル時ハ其旨ヲ記載ス可シ檢
察官及ヒ書記ニ付テモ亦同シ

第三百十九條 公判始末書ハ裁判言渡ヨリ三日内ニ之ヲ整頓シ
裁判長及ヒ書記署名捺印ス可シ

裁判長ハ署名捺印セサル以前ニ公判始末書ヲ檢閲シ若シ意見
アル時ハ其紙尾ニ記載ス可シ

第三百二十條 裁判言渡書及ヒ公判始末書ノ正本ハ其裁判所ノ
書記局ニ保存ス可シ

上訴アリタル時ハ裁判長及ヒ書記裁判言渡書及ヒ公判始末書
ノ謄本ニ認印シ之ヲ上訴書類ニ添フ可シ

第二章 違警罪公判
第三百二十一條 違警罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因テ公訴ヲ
受理ス
一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發シタル呼

告人を保護するの道よ非
と故よ其の言渡を受けた
る者よ前條よ記したる
謄本又ハ抜き書きを求む
るを得ると控訴上告を爲
そを得ると及ヒ其の期日
を言ひ聞かせ又ハ闕席裁
判の時ハ之れを其の言渡
書よ書き載とる等是れ被
告人を保護する所以あり
是れ我國法典の獨り寛る
やかある所以よ一て外國
よ尤も稀れ

百十九條 整頓

仕上
と、下も之
れよ同一

第二章 違警罪

公判 違警罪の主刑ハ拘
留料の二科よし

て已に刑法第十九條は於て指示しよる所の如し今此の章より違警罪裁判に於て此の二科は該るべき者を第三百廿一條は記したる書記局より發したる呼出狀及び豫審判事上等の裁判所等より移されたるは因て其の事件を受取りたる時其の本吟味を爲すに付ての手續

○第三
二百二十一條 被告人
對し發したる呼
出狀 公訴の檢察官より
行ふ所の者故檢察
官の求めより因り書記局よ
り本人は對して呼出狀を
發したる時其の裁判所は於
て已に其の公訴を受理
二 豫審判事又ハ上等ノ裁判所ノ判決ニ因リ其事件ヲ移スノ
旨渡
第三百二十二條 呼出狀ニハ呼出ヲ受ク可キ者ノ氏名職業住所
出廷ノ日時被告事件及ヒ代人ヲシテ出廷セシムルヲ得可キ
旨ヲ記載ス可シ若シ被告事件ノ記載ナキ場合ニ於テ被告人未
タ其証人ヲ呼出サ、ル時ハ公廷ニテ其事件ノ告知ヲ受ケタル
後其呼出及ヒ辯護ノ爲メ二日ノ猶豫ヲ求ムルヲ得
第三百二十三條 呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶
豫アル可シ
第三百二十四條 違警罪裁判官ハ被告事件急速ヲ要スル時ハ公
判ニ取掛ル前檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ
以對手人ノ立會ヲ要セシメテ檢証處分ヲ爲スヲ得
第三百二十五條 証人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二
十四時ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ
又呼出ヲ受ケスシテ出廷シタル者ト雖モ訊問前其名刺ヲ書記
ニ差出シタル時ハ裁判所ニ於テ証人トシテ其陳述ヲ聽クヲ得
第三百二十六條 書記ハ各事件毎ニ訴訟關係人ノ氏名ヲ呼立ッ

いたる者とあそなり下も
輕罪に於ても同じ事あり

可シ若シ其呼立ニ應セサル時ハ他ノ事件ノ裁判ヲ終リタル後
其事件ヲ裁判ス可シ
第三百二十七條 違警罪裁判官ハ最初ニ被告人ノ氏名年齢身分
職業住所出生ノ地ヲ問フ可シ
官吏ノ作リタル調書又ハ申立書アル時ハ書記之ヲ朗讀ス可シ
檢察官ハ被告事件ヲ陳述ス可シ
第三百二十八條 違警罪裁判官ハ被告人ニ被告事件ヲ承認スル
ヤ否ヲ訊問ス可シ
若シ被告人代人ヲ以テ白狀ヲ爲ス時ハ其署名捺印シタル書面
ヲ差出ス可シ
第三百二十九條 被告人ノ白狀アリタル時ハ他ノ證憑ヲ差出ス
ニ及ハス但裁判所ニ於テハ檢察官民事原告人ノ請求ニ因リ又
ハ職權ヲ以テ之ヲ差出サシムルヲ得
若シ白狀ナキ時ハ原被ノ証人ヲ訊問シ其他證憑アル時ハ之ヲ
差出ス可シ
第三百三十條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ意見ヲ陳述ス可シ
民事原告人ハ被害事件ヲ證明シ及ヒ要償ニ付意見ヲ陳述ス可
シ
被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辯ヲ爲ス可シ

○第三百二十五條
呼出狀を受けし
て云々 別段呼出しもあ
く自ら裁判所よ
出て其陳述を爲すを求む
る者の被告入其の費用を
省く爲め呼出しを用ひと
唯々相對の知らせよて出
廷しよる者あり此の如き
者の先つ其の名刺を差出
せし証人として其の陳述
を爲すを許さるり但し初
め原告被告の辯論を聽
きよる後其の陳述を爲

○第三百二十五條
呼出狀を受けし
て云々 別段呼出しもあ
く自ら裁判所よ
出て其陳述を爲すを求む
る者の被告入其の費用を
省く爲め呼出しを用ひと
唯々相對の知らせよて出
廷しよる者あり此の如き
者の先つ其の名刺を差出
せし証人として其の陳述
を爲すを許さるり但し初
め原告被告の辯論を聽
きよる後其の陳述を爲

○第三百三十條
民事原告人ハ被害事件ヲ證明シ及ヒ要償ニ付意見ヲ陳述ス可
シ
被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辯ヲ爲ス可シ

○第三百三十條
民事原告人ハ被害事件ヲ證明シ及ヒ要償ニ付意見ヲ陳述ス可
シ
被告人民事擔當人又ハ其代人ハ答辯ヲ爲ス可シ

さんとする者の並みの証人とのせと唯の事實参考の爲め其の陳述を聞く者とは是れ已に原被の辯論を聞き第百八十四條の規則を背くを以ての故あり
○第三百二二名刺

十六條 呼出^{みだ}し應^おせ

さる時^{名前を呼立て其の答をせぬ}の出頭して居ぬ者なり故に其の事件を述べするあり

○第三百二十八條

承認^{しよん} 承知^{しんち} 引受ると ○第三

百三十條 法律^{はかり}の適

用^つき 罪^つの差によ

りく法律よ

第三百三十一條 呼出^{みだ}し受^おケタル被告人民事擔當人又ハ其代人出廷セサル時ハ檢察官及ヒ民事原告人ノ請求スル所ヲ聽キ闕席裁判ヲ爲ス可シ

民事原告人出廷セサル時亦同シ

第三百三十二條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ闕席シタル者又ハ其住所ニ之ヲ送達ス可シ

闕席裁判ヲ受ケタル者故障ヲ爲サントスル時ハ言渡書ノ送達アリタルヨリ三日内ニ其中立書ヲ書記局ニ差出ス可シ

第三百三十三條 裁判所ニ於テハ先ツ故障ノ申立チ受理ス可キヤ否ヲ判決ス可シ若シ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ書記ヨリ故障アリタルヲ及ヒ其事件ヲ公判ニ付ス可キ日時ヲ故障ノ對手人ニ通知スル爲メ呼出狀ヲ送達ス可シ但其送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ

又公判ニ付ス可キ日時ヲ其前日ニ故障ノ申立人ニ報知ス可シ
第三百三十四條 故障ノ申立チ受理シタル場合ニ於テハ第三百二十六條ヨリ第三百三十條マテノ規則ニ從ヒ更ニ裁判ヲ爲ス可シ

其裁判ニ闕席シタル者ハ故障ヲ爲スヲ得ス

第三百三十五條 犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ裁判所ニ於テ無

當て行^つき^つく^つハ檢察官

ハ自分の思ひこみを十分

よいひとること^{しよん} 證明^{しんめい}

かできるあり

ろの事柄の証據をあげ

疑ひなく明白よするあり

要償^{ようしょう} 1 付き^{つき} 損害の要

償^{しょう} かつとよ

く其のらめあせをする

事を求める爲め民事原告人

ハ充分口上を述べ

へふるあり ○第三

百三十二條 三日^{さんじつ}内^{ない}

1 闕席裁判の事ゆへ言

渡の日よりかろへす

言渡書の手元へ届きたる

翌日より三日の内ハ故障

の申立書を差

出と者とも ○第三百

三十四條 其裁判^{そのさいばん} 1

罪ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第三百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百三十六條 被告事件違警罪ニシテ且證據充分ナル時ハ法律ニ從ヒ刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百三十七條 被告事件重罪又ハ輕罪ナル時ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ其事件ヲ輕罪裁判所檢事ニ送致ス可シ但被告人ニ對シ勾留狀ヲ發スルヲ得

第三百三十八條 違警罪裁判所ノ裁判言渡ニ對シテハ左ノ區別ニ從ヒ輕罪裁判所ニ控訴スルヲ得

一 被告人ハ拘留ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル時

二 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡民事上治安裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時

三 檢察官其他訴訟關係人ハ上ニ記載シタル原由アラサル時ト雖モ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時

第三百三十九條 控訴ヲ爲サントスル者ハ原裁判所ノ書記局ニ其申立書ヲ差出ス可シ但其申立ノ期限ハ對審裁判ニ付テハ言渡ヨリ三日内又闕席裁判ニ付キ故障アラサル時ハ本人又ハ其

闕席したる者云々

闕席裁判は對し故障を申
立て更ふは裁判を執行
する事故此の裁判は闕席
するものもとや權利をあげ
棄たる者なるを以て其の
後ち再び故障を爲すを許
さぬ

○第二百二十七

條 被告事件重罪又

は輕罪云々 違警罪裁
判所は於

て取り調ふ掛りし時ろの
事件が重罪か輕罪かある
事を見出したる時之れ
を相當の裁判所へ移し
取糾すあり、第三百
六十條も同じ事あり

○第二百四十條 其意

住所ニ言渡書ノ送達アリタルヨリ五日内トス
控訴ヲ爲スノ申立アリタル時ハ書記ヨリ其旨ヲ對手人ニ通知
ス可シ

第三百四十條 訴訟ニ關スル一切ノ書類ハ檢察官ヨリ控訴ヲ受
ク可キ裁判所ノ書記局ニ之ヲ送致ス可シ

若シ檢察官控訴ノ申立人又ハ對手人ナル時ハ控訴ヲ受ク可キ
裁判所ノ檢察官ニ其意見書ヲ差出ス可シ

第三百四十一條 控訴ヲ受ク可キ裁判所ニ於テハ書記局ヨリ訴
訟關係人ニ對シ呼出狀ヲ發シタル後其裁判ニ取掛ル可シ
呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ二日ノ猶豫アル可シ
証人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ一日ノ猶豫ヲ以テ
之ヲ呼出ス可シ

第三百四十二條 控訴ノ對手人ハ其裁判言渡アルマテ何時ニテ
モ附帶ノ控訴ヲ爲スヲ得但附帶ノ控訴ハ公廷ニ於テ直チニ
之ヲ申立ルヲ得

第三百四十三條 控訴ニ係ル事件ハ輕罪ノ裁判ヲ爲スニ付キ定
メタル規則ニ從ヒ之ヲ裁判ス可シ

檢察官其他訴訟關係人ハ裁判長ノ允許ヲ得ルニ非サレハ新
ル証人又ハ始審ニ於テ陳述シタル証人ヲ呼出スヲ得ス

見書を差出す可し

檢察官なる者ハ何れの裁
判所までも皆同一者故原
裁判所の檢察官控訴を爲
さんと一又ハ其の相手人
ある時ハ自身出て出頭す
るとあく必そ其の見込書
を以て控訴を受くへき裁
判所の檢察官を送り己れ
を代て其の事件を ○第

三百四十四條 認

可し どの裁判言渡し通
りよく宜しきと云ふ
申し渡を
するあり

○第二章 輕罪公判

輕罪の主刑ハ重輕禁錮罰
金の三科より已小刑法

○輕罪公判

第三百四十四條 控訴ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ原裁判言渡ヲ
認可スルノ言渡ヲ爲シ又ハ之ヲ取消シ更ニ裁判言渡ヲ爲ス可
シ

被告人ノミ控訴ヲ爲シタル時ハ原裁判言渡ヨリ重キ刑ヲ言渡
スヲ得ス

私訴ニ付テノ控訴ノ裁判ハ通常民事ノ規則ニ從フ

第三百四十五條 第三百三十一條以下ノ規則ハ控訴ノ闕席裁判
ニ付テモ亦之ヲ適用ス

第三百四十六條 檢察官其他訴訟關係人ハ違警罪事件ノ終審
對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲スヲ得

參看 明治十四年九月第四十四號布告

違警罪ノ審判ニ關スル一切ノ手續ハ治罪法ニ從フヘント雖ト
モ實際已ムヲ得サル場合ニ於テハ當分ノ内便宜取計ヒ其裁判
言渡ニ付テハ上訴ヲ許サス

同年九月第四十五號布告(全文ハ第三百三十八條ニ掲ケタルヲ
以テ略之)

第三章 輕罪公判

第三百四十七條 輕罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因テ公訴ヲ受
理ス

第八條は指定しうる如
 一此の章輕罪裁判所は於
 て此の三科の罪は該るへ
 き者と第三百四十七條は
 定めたる書記局の呼出し
 及び豫審判事會議局又ハ
 上等の裁判所より引渡さ
 れるるに因り之と本吟味
 又掛くる時の手
 續と定むるなり ○第二
 百五十一條 第二
 百二十四條云々 輕罪
 豫審の下調へある者おれ
 共亦たある時もあるゆへ
 又若しなきときハ第三百
 二十四條の通り立會人を
 待たすべく檢証處分をす
 る事あり此の急速を要す
 る時の
 ○第三百五十
 とかり

一 檢察官ノ請求ニ因リ書記局ヨリ被告人ニ對シ發シタル呼
 出狀
 二 豫審判事輕罪裁判所會議局又ハ上等ノ裁判所ノ判決ニ因
 リ其事件ヲ移スノ言渡
 第三百四十八條 呼出狀ニ付テハ第三百二十二條第三百二十三
 條ノ規則ニ從フ
 第三百四十九條 被告事件罰金ノ刑ニ該ル可キ時ハ代人ヲシテ
 出廷セシムルヲ得可キ旨ヲ呼出狀ニ記載ス可シ
 民事原告人及ヒ民事擔當人ハ代人ヲシテ出廷セシムルヲ得
 第三百五十條 証人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クトモ一日
 ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ
 第三百五十一條 第三百二十四條ノ規則ハ豫審ヲ經サル輕罪事
 件ニモ亦之ヲ適用ス
 第三百五十二條 檢察官ハ裁判長ヨリ被告人ノ氏名年齢職業住
 所及ヒ出生ノ地ヲ問ヒタル後被告事件ヲ陳述ス可シ
 民事原告人ハ被害事件ヲ證明ス可シ
 調書又ハ申立書アル時ハ書記ヲシテ之ヲ朗讀セシメ次ニ原被
 証人ノ陳述ヲ聽キ且証據物件ヲ被告人ニ示シ辯解ヲ爲サシム
 可シ

一二條 辨解 思ひ込ミト
 述へていひ
 ときをそると下
 ○第三
 も之をよ同し
 百五十四條 闕席裁
 判を爲すとを得可
 き被告人 即ち禁錮の
 刑は該る可
 き者として呼出の日時又
 出廷せしむつ其の呼出狀
 の全く本人の手元又届き
 ざるの証據ある者を云ふ
 但し禁錮以上の刑は該る
 可き者の闕席裁判の必そ
 此の証據あるを待ち罰金
 又該る者の此の証據なく
 共之れを爲すとを
 得る者とならなり ○第
 三百五十六條 期滿

被告人及ヒ民事擔當人ハ答辯ヲ爲ス可シ
 第三百五十三條 檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ其意見ヲ陳述ス可
 シ
 民事原告人ハ要償ニ付キ其意見ヲ陳述ス可シ
 被告人及ヒ民事擔當人ハ更ニ答辯ヲ爲スヲ得
 第三百五十四條 罰金ノ刑ニ該ル可キ被告人又ハ第二百六十九
 條ノ規則ニ從ヒ闕席裁判ヲ爲スヲ得可キ被告人其呼出ノ日
 時ニ出廷セサル時ハ闕席裁判ヲ爲ス可シ
 第三百五十五條 闕席裁判ニ關スル第三百三十一條ヨリ第三百
 三十四條マテノ規則ハ此章ニモ亦之ヲ適用ス
 第三百五十六條 闕席裁判ニ因リ禁錮ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル被
 告人ハ左ノ場合ヲ除クノ外刑ノ期滿免除ニ至ルマテ故障ヲ爲
 スコト得
 一 被告人本案ノ裁判前豫メ裁判ス可キ事件ヲ申立タル時
 二 裁判言渡書ヲ本人ニ送達シタル時
 三 被告人裁判執行ニ因リ刑ノ言渡アリタルヲ知リタルノ
 證アル時
 第一ノ場合ニ於テハ言渡書ノ送達アリタルヨリ第二第三ノ場
 合ニ於テハ言渡アリタルヲ知リタルヨリ二日內ニ故障ヲ爲

免除に至るまで云々

輕罪と違警罪との公判手續の大なるかわりなると雖ども唯その故障を爲その日限の餘程の差別あり即ち違警罪の故障期限の已は第三百三十二條又定めらる如く輕罪の故障期限の即ち本條は定めらる三箇の場合を除く外期滿免除に至るまでの猶豫を與るなり是れ被告人の其の裁判及び刑の言渡ありとすると知らざる者の爲めは定むる者よりして若し之れを知らざる時の必と通常の規則に依るべき者裁判可き事件を申立受理を可かき

スヲ得

第三百五十七條 裁判所ニ於テ事實發見ノ爲メ必要ナリトスル時ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ新ナル證人ヲ呼出シ鑑定人ヲ命ジ若クハ臨檢ヲ爲スヲ得但是等ノ處分ヲ爲スニ付テハ第三編第三章ニ定メタル規則ニ從テ又豫審ヲ經サル事件ニ付テハ豫審判事ヲシテ其指示スル所ノ條件ニ付キ取調ヲ爲シ且其報告書ヲ差出サシムルヲ得第三百五十八條 犯罪ノ證憑充分ナラサル時ハ裁判所ニ於テ無罪ノ言渡ヲ爲ス可シ又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲ス可シ本條ノ場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタル時ハ放免ノ言渡ヲ爲ス可シ第三百五十九條 被告事件違警罪ナル時ハ終審ノ裁判言渡ヲ爲シ且被告人勾留ヲ受ケタル時ハ釋放ノ言渡ヲ爲ス可シ第三百六十條 被告事件重罪ナル時ハ管轄違ノ言渡ヲ爲シ若シ豫審ヲ經サル時ハ豫審判事ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可シ但被告人勾留ヲ受ケタル時ハ勾引狀ヲ發ス可シ訴訟書類及ヒ證據物件ハ檢察官ヨリ之ヲ豫審判事ニ送致ス可シ

執行の因り

るの中立 執行の因り等を云ふ 例への罰金取立の云々 爲め其の財産を差押へらるゝは因り其の言渡ありとすると知る等の類

第三百六十一條

豫審を経たる時 前條合即ち重罪の者よりして已お豫審の濟きたる事件

第三百六十二條

檢事の大審院に云々 檢事の自分の見込を以て其の事件を管轄せらる裁判所と定るとして大審院を求るなり但し其の訴となすの手續は第五編第三章に詳ふかなり

第三百六十一條

被告事件豫審ヲ經タル時ハ之ヲ其裁判所ノ會議局ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百六十二條

會議局ニ於テハ第二百五十三條第二百五十五條ノ規則ニ從ヒ取調ヲ爲シ被告人ヲ管轄裁判所ニ送付スルノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百六十三條

前二條ノ場合ニ於テハ會議局又ハ大審院ノ判決アルマテ檢察官ノ請求ニ因リ又ハ裁判所ノ職權ヲ以テ被告人ヲ其裁判所ノ監倉ニ留置スルノ言渡ヲ爲スヲ得

第三百六十四條

以下ノ規則ニ從ヒ保釋ニ付キ判決ヲ爲スヲ得

○第三百六十五條 始審裁判所の終

審の金額 民事訴訟の手續に於て

始審裁判所の何圓以上の公事を付て其の裁判と爲さると定めらる金額なり若し輕罪裁判所にて要償を付き言渡しらる金額の此の定めを過ぎたる時之を控訴するを得るなり是れ輕罪裁判所の始審裁判所中又在 ○第三

百七十一條 此條の輕罪裁判言

渡しは付て上告の出来る事柄を書き立らるなり一體輕罪裁判所の違警罪並に公廷内の犯罪を付てハ

一 檢察官ハ無罪免訴又ハ刑ノ言渡アリタル時但違警罪事件トシテ言渡アリタル場合ニ於テハ其事件ヲ輕罪ナリトスル時

二 被告人ハ違警罪ニ付テノ言渡ヲ除クノ外刑ノ言渡ヲ受ケタル時

三 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ要償ニ付テノ言渡民事上始審裁判所ノ終審ノ金額ヲ超過シタル時

四 檢察官其他訴訟關係人ハ管轄違越權擬律ノ錯誤又ハ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時

第三百六十六條 控訴ハ裁判言渡アリタルヨリ五日內ニ之ヲ爲ス可ク得

闕席裁判ヲ受ケタル者ハ刑ノ期滿免除ニ至ルマテ何時ニテモ故障ヲ爲サスシテ直チニ控訴ヲ爲ス可ク得但第三百五十六條ノ場合ニ於テハ五日內ニ之ヲ爲ス可シ

第三百六十七條 公訴ノ裁判言渡ニ對シ控訴アリタル場合ニ於テ被告人勾留ヲ受ケタル時ハ檢察官ヨリ之ヲ控訴裁判所ノ監倉ニ移ス可シ

第三百六十八條 第三百二十九條ヨリ第三百四十二條マテ及ヒ第三百四十四條ノ規則ハ此章ニモ亦之ヲ適用ス

終審の裁判を爲すへは規則なるも輕罪を付てハ始審の裁判を止まり重罪裁判所を以て終審の裁判所とすれ

第四章 重罪公判

重罪の主刑ハ刑法第七條に定めたる如く死刑有無期徒刑有無期流刑輕重懲役輕重禁獄合せて九科と爲る此の章重罪裁判所に於て第三百七十二條に定めたる諸裁判所の言渡又因り此の九科に該るべき罪人を引渡されたる時之を受取りて其の本吟味を

第三百六十九條 輕罪裁判所檢察官ノ控訴又ハ檢察官ノ附帶ノ控訴アリタル場合ニ於テ被告事件ヲ重罪ナリトスル時ハ第二百五十五條ノ規則ニ從ヒ會議局ニ於テ重罪裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ

第三百七十條 控訴ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付テハ始審ノ闕席裁判及ヒ其故障ニ付キ定メタル規則ニ從フ

第三百七十一條 檢察官其他訴訟關係人ハ輕罪裁判所ノ終審ノ對審裁判言渡及ヒ控訴裁判所ノ對審裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲ス可ク得

第四章 重罪公判

第三百七十二條 重罪裁判所ニ於テハ左ノ條件ニ因テ公訴ヲ受理ス

一 豫審判事又ハ輕罪裁判所會議局ノ判決ニ因リ其事件ヲ移スノ言渡

二 控訴裁判所又ハ大審院ノ判決ニ因リ其事件ヲ移スノ言渡

第三百七十三條 重罪裁判所ニ移スノ言渡確定シタル時ハ左ノ區別ニ從ヒ公訴狀ヲ作ル可シ
控訴裁判所ニ於テ重罪裁判所ヲ開ク時ハ檢察官公訴狀ヲ作ル可シ

爲その手續を定むる者なり ○第三

百七十三條 公訴狀

を作るとし 重罪に限

吟味を掛る時よハ改めて

公訴狀を作り此の訴狀と

以て其の裁判を掛るなり

且つ之をを作るは必ず言

渡し確定の後ちを待つ是

を皆な其の施行を鄭重に

する ○第三百七十四

條 概略 〇第三

百七十六條 各別

廉 ○第三百七十七

條 各別 〇第三

始審裁判所ハ於テ重罪裁判所ヲ開ク時ハ檢事長公訴狀ヲ作り又ハ重罪裁判所檢察官ノ職務ヲ行フ可キ檢事ヲシテ之ヲ作ラシム可シ

第三百七十四條 公訴狀ハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

一 被告事件ノ始末及ヒ加重減輕ノ模様

二 被告人ノ氏名年齢身分職業住所出生ノ地

三 豫審ニ於テ集取シタル原被ノ證據

四 罪名法律ノ正條及ヒ重罪裁判所ニ移スノ言渡ノ概略

第三百七十五條 公訴狀ハ重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニ記載シタルヨリ以外ノ事件又ハ被告人ヲ記載ス可カラズ

第三百七十六條 重罪裁判所ニ移スノ言渡書ニ同一ノ被告人ニ對シテ附帶ニ非サル數箇ノ重罪ヲ記載シタル場合ニ於テ檢察官ハ各別ニ公訴狀ヲ作りタル上ニ各別ニ辯論ヲ爲ス可キ裁判所長ニ請求スルヲ得

裁判所長ハ同一ノ公訴狀ニ附帶ニ非サル數箇ノ重罪ヲ記載シタル場合ニ於テ其職權ヲ以テ各別ニ辯論ヲ爲サシムルヲ得

又數箇ノ公訴狀ニ記載シタル事件ニ付キ同時ニ辯論ヲ爲サシムルヲ得

第三百七十七條 書記ハ被告人出廷ヨリ少クトモ五日以前ニ公訴

百七十八條 異議の

申立 一人よて數名の辯

護を爲すと承知せ

ぬ ○第三百八十條

履行之れも同一

第三百八十一條 辯

護人かくして云々

初めより辯護人を選任せ

す又ハ選任したる辯護人

の欠席したる等の時よな

したる辯論の之を以て

刑の言渡しを爲すの効な

きなり是を重罪ハ尤も重

大の者故之れ ○第二

百八十二條 抄寫

狀ノ謄本ヲ被告人ニ送達ス可シ

被告人數名アル時ハ各別ニ其謄本ヲ送達ス可シ

第三百七十八條 重罪裁判所長又ハ其委任ヲ受ケタル陪席判事

ハ公訴狀ノ送達アリタルヨリ二十四時ノ後書記ノ立會ニ依リ

被告事件ニ付キ被告人ヲ訊問シ且辯護人ヲ選任シタリヤ否ヲ

問フ可シ

若シ辯護人ヲ選任セサル時ハ裁判所長ノ職權ヲ以テ其裁判所

所屬ノ代官中ヨリ之ヲ選任ス可シ

被告人及ヒ代官人ヨリ異議ノ申立ヲキ時ハ代官人一名ヲシテ

被告人數名ノ辯護ヲ爲サシムルヲ得

辯護人ヲ選任シタルヨリ三日ノ後ニ非サレハ辯論ニ取掛ルヲ

得ス

第三百七十九條 辯護人差支アル時若クハ被告人ヨリ之ヲ改選

ス可キ正當ノ事由ヲ申立タル時被告人自ラ辯護人ヲ選任スル

ニ非サレハ前條ノ規則ニ從ヒ裁判所長ヨリ之ヲ選任スヘシ但

辯護人ヲ改選シタル時ハ三日間辯論ヲ停止ス可シ

第三百八十條 書記ハ第三百七十八條ノ場合ニ於テ訊問ノ調書

ヲ作り辯護人ヲ選任スルニ付キ其式ヲ履行シタルヲ記載ス

抜き又の寫し取ると ○第二百

八十四條 事實參考

の爲め 本當の証人とせ

心得の爲め其の陳述を聴くなり是れ相手人は於て其の名前を知らぬ者の陳述なるか故なり故に若し相手人の異議なき時の改て証人と爲るを許さなり

○第二百八十六條

被告人を呼出す可

からす 此の條の唯た重罪裁判所開廳の

式を定むる者として被告人は關係なき事故之れを公廷に呼出さるるなり ○第二百

辯論中辯護人ヲ改選シ及ヒ辯論ヲ停止シタル時ハ公判始末書ニ其旨ヲ記載ス可シ

第三百八十一條 辯護人ナクシテ辯論ヲ爲シタル時ハ刑ノ言渡ノ效ナカル可シ

參看 明治十五年一月九日第一號布告

治罪法第三百八十一條第一項ニ若シ辯護人ナクシテ辯論ヲ爲シタル時ハ刑ノ言渡ノ效ナカルヘシト有之候得共其裁判所々屬ノ代官人無之場所ニ於テハ當分ノ内辯護人ヲ用ヒサルモ其刑ノ言渡ハ無効ノ限リニ在ラス

右奉勅旨布告候事

第三百七十七條 ヨリ第三百七十九條マテノ規則ニ背キタルアリ雖トモ辯論ニ取掛ル前ニ非サレハ被告人ヨリ異議ノ申立ヲ爲スコト得ス

第三百八十二條 辯護人ハ第三百七十八條ノ處分アリタル後被告人ト接見スルコト得

又書記局ニ於テ一切ノ訴訟書類ヲ閱讀シ且之ヲ抄寫スルコト得

辯護人ヲ除クノ外何人ト雖モ重罪裁判所ニ移スノ言渡アリタルヨリ裁判言渡アルマテ被告人ト接見スルコト得ス但被告人

八十八條 其の答辭

と豫審中の陳述云

裁判長の先づ其の呼出々たる被告人の人違なきや否やを試みる爲め其の姓名等を尋ぬるも若し其の答へと豫審の申立と喰違ふとあり共つをり公訴狀に記したる者より相違みを見留むる時の其の辯論を始むるあり是れ其の姓名を偽て其の罪を通れんとする

○第三

百九十條 注意

付く

○第二百九十一

條 確認

違ふしと自ら

現ニ勾留ヲ受クル地ノ裁判所長ノ允許ヲ得タル時ハ此限ニ在ラス

第三百八十三條 檢察官及ヒ民事原告人ノ請求ニ因リ呼出シタル

被告人ノ氏名目録ハ開廷ヨリ一日前之ヲ被告人ニ送達スヘシ

内ニ書記ヨリ之ヲ檢察官ニ送致シ民事ニ付キ呼出シタル證人ノ氏名目録ハ之ヲ民事原告人ニ送達ス可シ

第三百八十四條 前條ノ規則ニ從ヒ豫メ氏名ヲ通知セサル證人ノ陳述ハ事實參考ノ爲メニ非サレハ之ヲ聽クコト得ス但對手人ヨリ異議ナキコト申立タル時ハ證人トシテ其陳述ヲ聽クコト得

第三百八十五條 證人ハ呼出狀ノ送達ト出廷トノ間少クとも二日ノ猶豫ヲ以テ之ヲ呼出ス可シ

第三百八十六條 裁判長ハ開廳ノ日ニ當リ公廷ニ於テ陪席判事

檢察官ノ面前ニテ開廳ス可キコト陳述ス可シ但被告人ヲ呼出ス可カラス

第三百八十七條 裁判長辯論二日以上ニ渉ル可シト思料シタル時ハ重罪裁判所々在ノ地ノ裁判所判事一名ヲ以テ豫備陪席判事ト爲スコト得

之れも服
とる

○第二百九十八條 裁判官檢察官及ヒ書記各其席ニ就キタル後即
時ニ訊問及ヒ辯論ニ取掛ル可シ

十二條 反証

若シ其答辭ト豫審中ノ陳述ト齟齬アリト雖モ公訴狀ニ記載シ
タル被告人ニ相違ナキ時ハ引續キ辯論ヲ爲ス可シ

據あるを以て本人の罪も
相違なしとる時此方も
も斯る廉あるを以て全く
自分の罪も非もとして持
ち出所所の証據を云
ふ、下も之れも同じ ○

第三百八十九條 書記ハ呼出シタル證人ノ氏名ヲ呼立ツ可シ
其呼立ニ應シタル證人ハ扣席ニ退カシメ陳述ヲ爲スニ當リ順
次ニ之ヲ呼入ル可シ

第三百九十四條 扣

第三百九十條 裁判長ハ書記ヲシテ公訴狀ヲ朗讀セシムルニ付
キ注意シテ聽ク可キヲ被告人ニ告知ス可シ

席ヲ留る可シ 下も
る陪席判事檢察官被告人
原告人等も於て改めて其
の陳述ヲ聽かんことを求
むる時再び之れを公廷
呼入るゝ爲め扣へざる
るなり但し裁判長も於て
最早用ありとして其の許
しを受けたる時の直も退

第三百九十一條 裁判長ハ書記前條ノ朗讀ヲ終リタル後被告人
ヲ訊問ス可シ
被告人豫審中ニ白狀シタル事件ヲ確認セス又ハ之ヲ取消サン
トスル時ハ其事由ヲ辯明セシム可シ
被告人ノ白狀アリト雖モ仍ホ其取調ヲ爲サ、ル可カラズ
第三百九十二條 裁判長ハ前條ノ訊問ヲ終リタル後證憑ヲ差出
スニ從ヒ其證憑ニ付キ辯解ヲ爲シ且自己ノ利益ト爲ル可キ反
證ヲ差出スヲ得可キヲ被告人ニ告知ス可シ

○第三百九

第三百九十三條 裁判長ハ原告證人陳述ヲ終リタル毎ニ被告人
ニ意見アリヤ否ヲ問フ可シ

十六條 辯論の終結

第三百九十四條 證人ハ陳述ヲ爲シタル後其扣席ニ留ル可シ但
裁判長ヨリ退廷ノ允許ヲ得タル時ハ此限ニ在ラス

云々 分ちく其の辯論の

陪席判事檢察官被告人及ヒ民事原告人ハ更ニ證人ヲ訊問スル
ヲ又證人ヲシテ他ノ證人ト對質セシムルヲ請求スルヲ得

第三百九十八條 檢

第三百九十五條 裁判長ハ證人受憎畏懼ノ念ヲ生シ被告人ノ面
前ニ於テ充分ナル陳述ヲ爲スヲ得サル可シト思料シタル時

察官の意見云々

ハ檢察官民事原告人ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其證人ノ陳
述中被告人ヲ退席セシムルヲ得

の法律に依り何の刑も該
るへしと見込みする時其
の罪も相當せずして其の
刑の甚た重きとを辯論と
るなり

裁判長ハ證人陳述ヲ終リタル後再び被告人ヲ公廷ニ呼入レ其
陳述シタル條件ヲ告知シ且被告人ニ意見アル時ハ之ヲ申立シ
ム可シ

○第四百一條

第三百九十六條 裁判長ハ第三百條ニ定メタル手續ノ終リタル
後公訴ニ付キ辯論ノ終結シタルヲ言渡ス可シ

原被告の要償

第三百九十七條 檢察官及ヒ被告人ハ辯論中ニ發見シタル條件
ニ付キ豫審ヲ求ムルヲ得裁判所ニ於テ其請求ヲ認可シタル

ち私訴の事件と云ひ被告
人の要償ハ第十六條も定

時ハ重罪裁判所ヲ開キタル裁判所ノ判事一名ヲシテ豫審ヲ爲

めぐる者
と云ふ ○第四百二

條 本會又ハ次會 時

開廳中の裁判所又
ハ此の次開廳の時 ○第

四百四條 答辯する

ことを得 民事擔當人
ハ民事原告

人より賠償の求めありた
るハ付てハ其の意見を述
へ答辯するを得るな
り但ハ被告入ハ適用する
所の刑の輕重ハ付てハ之
れを彼れ此れ云ふを許る
さぬあり是れ民事擔當人
ハ返還賠償を引受くべき
者ハ其の刑を受くる
者ハ非ざるを以てなり前
第三百三十條及ハ第三百
五十三條ハ記したる者ハ

シ且其報告書ヲ差出サシム可シ

第三百五十七條第一項ノ規則ハ本條ニモ亦之ヲ適用ス

第三百九十八條 辯論終結ノ言渡アリタル時ハ檢察官法律適用

ノ爲メ其意見ヲ陳述ス可シ

被告人及ヒ辯護人ハ檢察官ノ意見其當ヲ得サルコトヲ辯論スル
ヲ得

第三百九十九條

前條ノ辯論ヲ終リタル後民事原告人ハ私訴ニ
付キ其請求スル所ヲ陳述ス可シ被告人辯護人及ヒ民事擔當人
ハ答辯ヲ爲スコトヲ得

檢察官ハ私訴ニ付キ其意見ヲ陳述ス可シ

裁判所ニ於テハ私訴ノ辯論ヲ延期スルコトヲ得但閉廳前之ヲ判
決ス可シ

第四百條 被告事件重罪ニシテ且證據充分ナル時ハ法律ニ從ヒ

刑ノ言渡ヲ爲ス可シ

又第二百二十四條第三以下ノ場合ニ於テハ免訴ノ言渡ヲ爲シ
且被告人ヲ放免ス可シ

第四百一條 犯罪ノ證據充分ナラサル時ハ無罪ノ言渡ヲ爲シ且

被告人ヲ放免ス可シ

又原被ノ要償ニ付キ第三百九十九條ノ規則ニ從ヒ裁判言渡ヲ

其の擔當人ハ於て
ハ皆ホ之れハ同一 ○第

四百六條 檢察官ハ

非されハ上告を爲

すことを得す 凡ハ上告
ハ終審の

對審裁判ハ對するハ非ざ
れハ之れを爲すを許さ
且つ闕席裁判の言渡一を
受けたる者ハ下も第四百
七條ハ定めたる規則ハ依
て故障を爲すを得るを以
て檢察官の外ハ闕席裁判
ハ對する上告を爲すを許
さぬあり但ハ檢察官ハ之
れを許す所以ハ重罪ハ
ハ原告よりハ上告を爲す
を得れ共被告より其の不
服を訴ふるの道なきを以
て之れを檢察官ハ許さな

爲ス可シ

第四百二條 辯論中公訴狀ニ記載シタル事件ニ附帶セサル他ノ

重罪輕罪ヲ發見シタル場合ニ於テ檢察官ノ請求アル時ハ重罪

裁判所ヲ開キタル裁判所ノ判事一名ヲシテ豫審ヲ爲サシメ本

會又ハ次會ニ於テ本案ノ事件ト共ニ之ヲ裁判ス可シ

第四百三條 檢察官其他訴訟關係人ハ重罪裁判所ノ對審裁判言

渡ニ對シ上告ヲ爲スコトヲ得

第四百四條 闕席裁判ヲ爲スニハ裁判長書記ヲシテ公訴狀及ヒ

必要ナリトスル豫審書類ヲ朗讀セシメ又原被證人ノ陳述ヲ聽

ク可シ

檢察官ハ法律ノ適用ニ付キ意見ヲ陳述シ民事原告人ハ要償ニ

付キ意見ヲ陳述ス可シ

民事擔當人ハ答辯スルコトヲ得

第四百五條 闕席裁判言渡書ハ檢察官其他訴訟關係人ノ請求ニ

因リ本人又ハ其住所ニ送達ス可シ

第四百六條 闕席裁判ニ係ル刑ノ言渡ニ對シテハ檢察官ニ非サ

レハ上告ヲ爲スコトヲ得ス

民事原告人及ヒ民事擔當人ハ私訴ノ裁判言渡ニ對シ上告ヲ爲
スコトヲ得

り下もの民事原告人民事
擔當人又於ても亦此の理
あるか ○第四百七條
故なり

何時^{なんとき}よても故障^{こしょう}を
爲^なすことを得^え 第三百五
十六條よ

於てハ故障と爲そよ付て
の三箇の異例と示し此の
三箇の條件又當る者の僅
又三日の猶豫と與ふるの
み然るよ此の條よ唯九
捕よ就きたる時の例と示
そのみよして其の他の皆
な何時よても故障と爲そ

とと許したり是れ重罪と輕罪との差別よして輕罪の刑の重さも禁錮より上ならず重罪の刑
の重さも死刑輕さも終身公權を剝奪する等の事あり故よ輕罪よ少しく其の制限と密よそ
れ共重罪よ於てハ大あ之れを寛よとるなり是れ重刑の其の施行を鄭重よとるを以
てなり此の外重罪輕罪よ付て其の方法を異よとる者の皆な此の理あるを以てなり

第四百七條 闕席裁判ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ハ刑ノ期滿
免除ニ至ルマテ何時ニテモ故障ヲ爲スコト得但捕ニ就キタル
時ハ十日内ニ故障ヲ爲スヘシ

第四百八條 故障ノ申立ハ闕席裁判ヲ爲シタル重罪裁判所ニ之
ヲ爲ス可シ
重罪裁判所ニ於テハ先ツ其故障ヲ受理ス可キヤ否ヲ判決ス可
シ

其故障ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ本會又ハ次會ニ於テ
通常ノ規則ニ從ヒ更ニ裁判ヲ爲ス可シ

第四百九條 闕席裁判ヲ爲シタル重罪裁判所閉廳ノ後ハ其地テ
管轄スル控訴裁判所ニ故障ノ申立ヲ爲ス可シ
控訴裁判所ニ於テ其故障ヲ受理ス可キ者ト判決シタル時ハ通
常ノ規則ニ從ヒ更ニ重罪裁判所ノ裁判ヲ受ク可キノ言渡ヲ爲
ス可シ

○第五編 大審院

の職務 大審院ハ上告及
ひ再審の訴と審理
管轄を定むるの訴と審理
判決する所よして訴訟係
件よ付て其の事實の有無
と彈亂するとなく唯た原
裁判所法律適用の當否を
覆審するを以て其の職務
となすなり此の編其の擔
任及び其の方法を示と者
なり

○第一章 上告

百五
十七條よ定めたる豫審よ
於て會議局の判決を経た
る者及び第三百四十六條
第三百七十一條第四百三
條等の場合よ於て第四百
十條よ列記したる廉ある
時の之れを大審院よ訴出
て再吟味を願ふ者之れよ

○大審院ノ職務○上告

第五編 大審院ノ職務

第一章 上告

- 第四百十條 檢察官及び被告人ハ豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ左
ノ場合ニ於テ上告ヲ爲スコト得
- 一 法律ニ背キ忌避ノ申立ヲ認可セサル時
- 二 裁判所ノ構成規則ニ背キタル時
- 三 法律ニ背キ管轄違又ハ管轄ナリトノ言渡若クハ管轄ニ非
サル裁判所ニ事件ヲ移スノ言渡アリタル時
- 四 法律ニ於テ無効ノ記載アル規則ニ背キタル時又ハ無効ノ
記載ナキ規則ニ背キタルニ因リ異議ノ申立アリタル場合
ニ於テ之ヲ認可セサル時
- 五 法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又ハ受理セサル時
- 六 法律ニ定メタル場合ニ於テ檢察官ノ意見ヲ聽カサル時
- 七 裁判所ニ於テ請求ヲ受ケタル事件ニ付キ判決ヲ爲サス又
ハ職權ヲ以テ判決スルコトヲ得可キ場合ヲ除ク外請求ヲ
受ケサル事件ニ付キ判決ヲ爲シタル時
- 八 裁判言渡ヲ公行セス又ハ傍聽ヲ禁スルノ言渡ナクシテ訊
問及ヒ辯論ヲ公行セサル時
- 九 事實及ヒ法律ニ依リ言渡ノ理由ヲ付セス又ハ其理由ノ組

上告と云ふ此の章其の方
法と詳ふかよそ但た豫審
の故障と爲さざれば始審の裁
判と控訴と爲さず又ハ終
審の欠席裁判と故障と爲
さざる者ハ之れと許すと
ナシ

○第四百十條 無
効の記載ある規則

第六條及び第二十三條第
五項第二十四條第二十五
條第一項第二十六條及び
第四十七條第百十三條第
百四十八條第百六十三
條第百八十一條第一項
等はれ 齟齬 下も之れ
なり 擬律の錯誤 此の事
々の廉あると以て何の箇
條も該ると定免する者其

十 擬律ノ錯誤アル時
十一 越權ノ處分アル時

第四百十一條 免訴又ハ無罪ノ言渡アリタル場合ニ於テハ被告
人ノ利益ノ爲メ定メタル規則ニ背キタルコト又ハ犯罪ノ場所ニ
因リ管轄違アリト雖モ上告ヲ爲スコト得ス

第四百十二條 民事原告人被告人及ヒ民事擔當人ハ私訴ニ關ス
ル豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ第四百十條ニ定メタル理由ニ付
キ上告ヲ爲スコト得

第四百十三條 上告ノ對手人ハ大審院ノ判決アルマテ何時ニテ
モ附帶ノ上告ヲ爲スコト得

大審院檢事長モ亦附帶ノ上告ヲ爲スコト得

第四百十四條 上告ノ期限ハ三日ナリトス但豫審ニ付テハ言渡
書ノ送達アリタルヨリ起算シ公判ニ付テハ言渡アリタルヨリ
起算ス

第四百十五條 豫審又ハ公判ノ言渡ニ對シ上告アリタル時ハ勾
留保釋責付釋放及ヒ放免ノ言渡ヲ除クノ外其執行ヲ停止ス

第四百十六條 上告ヲ爲サントスル者ハ其申立書ヲ原裁判所ノ
書記局ニ差出ス可シ

のあて方の間 ○第四百
違ひあると

十四條 三日なりと
す 三日の内又上告すへ
す 凡や否やと定め上告
すへき時ハ此の期限内又
原裁判所又上告するの申
立書即ち届け書 ○第四
と差出すなり

○第四
百十六條 原裁判所
先又裁判と受けざる裁
判所下も之れ又同一

○第四百二十一條 專
任判事 凡そ大審院ハ事
實取調へハ關係
するとなしと雖とも上告
申立人より原裁判の不當
と申立てたる時其當否と
証明するより亦た其の事

上告ノ申立書ハ其中立アリタルヨリ二十四時内ニ書記ヨリ之
ヲ對手人ニ送達ス可シ

第四百十七條 上告申立人ハ其申立ヲ爲シタルヨリ五日内ニ趣
意書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ

書記ハ上告趣意書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ對手人
ニ送達ス可シ

第四百十八條 對手人ハ上告趣意書ヲ受取リタルヨリ五日内ニ
答辯書ヲ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ

書記ハ其答辯書ヲ受取リタルヨリ二十四時内ニ之ヲ上告申立
人ニ送達ス可シ

第四百十九條 檢察官ヨリ差出ス可キ上告趣意書又ハ答辯書ハ
二通ヲ作り一通ヲ大審院ニ差出シ一通ヲ對手人ニ送達ス可シ

私訴ノ裁判言渡ニ對シ訴訟關係人ヨリ差出ス可キ上告趣意書
又ハ答辯書ニ付テモ亦同シ

第四百二十條 書記ハ前數條ニ定メタル期限經過シタル後速ニ
訴訟書類及ヒ上告書類ヲ其裁判所ノ檢察官ニ差出ス可シ

檢察官ハ其書類ヲ五日内ニ大審院檢事長ニ差出シ且意見アル
時ハ之ヲ添フ可シ

檢事長ハ上告事件ヲ刑事局ノ簿冊ニ登記ス可キコトヲ院長ニ請

理と分明なせざる可かり
 そ故に別段に専任判事を
 置き原裁判所にて調べら
 る訴訟書類は就て之れを
 檢閲せし ○第四百二
 十二條 趣意を擴張
 趣意の言ひ足りぬ所を補
 て之れと推しひろむるな
 り ○第四百二十七
 條 上告の理由なき
 原裁判は誤
 りなき時 ○第四百
 二十八條 破毀
 誤りありたる時其の裁判
 を取消すと下之を同一
 他の裁判所に移す

求ス可シ
 第四百二十一條 上告申立人及ヒ對手人ハ代言人ヲ差出ス可
 得
 重罪ノ刑ノ言渡ヲ受ケタル者上告ヲ爲シ又ハ檢察官ヨリ重罪
 ノ刑ニ該ル可キ者トシテ上告ヲ爲シタル場合ニ於テ刑ノ言渡
 ヲ受ケタル者自ラ代言人ヲ選任セサル時ハ院長ノ職權ヲ以テ
 其院所屬ノ代言人中ヨリ之ヲ選任ス可シ
 第四百二十二條 院長ハ刑事局判事ニテ専任判事一名ヲ命ス
 可シ
 専任判事ハ一切ノ書類ヲ檢閲シ其報告書ヲ作ル可シ但自己ノ
 意見ヲ付ス可カラス
 第四百二十三條 上告申立人及ヒ對手人ハ専任判事ノ報告書ヲ
 差出スマテハ大審院書記局ヲ經由シテ其趣意ヲ擴張ス可キ辯
 明書ヲ差出ス可キ得
 専任判事報告書ヲ差出シタル後辯明書ヲ差出シタル時ハ之ヲ
 其報告書ニ添フ可シ
 第四百二十四條 書記ハ開廷ヨリ三日前ニ開廷ノ日時ヲ上告申
 立人及ヒ對手人ノ代言人ニ報知ス可シ
 第四百二十五條 開廷ノ日ニハ公廷ニ於テ専任判事其報告書ヲ

大審院の事實を審査して
 其の裁判を爲す所は非ざ
 るを以て原裁判を破毀し
 て改めて裁判を爲す時ハ
 必そ之れと外の裁判所を
 引渡して其の吟味とさそ
 るなり尙ほ第四百三
 十三條と見合すへい 後
 の數條 是れハ皆な其の
 裁判と手軽く改
 正すると得る者として
 別々其の費用を増し時日
 と延べ他の裁判所に移そ
 共其れ程の利益ももな
 ぬ者故之れと大審院
 にて裁判するなり ○
 第四百三十條 止
 其手續を破毀す可
 し 訴訟手續の規則を背
 きたる爲めつまりの

朗讀ス可シ
 檢事長及ヒ代言人ハ各其趣意ヲ辯明ス可シ
 私訴ノ上告ニ付テハ檢事長最終ニ其意見ヲ陳述ス可シ
 第四百二十六條 上告申立人又ハ對手人ヨリ代言人ヲ差出サ、
 ル時ハ其儘ニテ判決ヲ爲ス可シ
 第四百二十七條 大審院ニ於テ上告ノ理由ナシトスル時ハ之ヲ
 棄却スルノ言渡ヲ爲ス可シ
 第四百二十八條 大審院ニ於テ豫審又ハ公判ノ言渡ニ對スル上
 告ニ付キ破毀ノ原由アリトスル時ハ其言渡ノ全部ヲ破毀シ其
 事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可シ但後ノ數條ニ記載
 シタル場合ハ此限ニ在ラス
 第四百二十九條 擬律ノ錯誤若クハ法律ニ背キ公訴ヲ受理シ又
 ハ受理セサルコトニ因リ原裁判言渡ヲ破毀シタル時ハ其事件ヲ
 移スコトナク大審院ニ於テ直チニ裁判言渡ヲ爲ス可シ
 第四百三十條 豫審又ハ公判ノ手續規則ニ背キタルコトアリト雖
 モ其後ノ手續ニ利害ヲ及ホサル時ハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ
 移スコトナク止メ其手續ヲ破毀ス可シ
 第四百三十一條 豫審又ハ公判ノ言渡ノ幾分ニ對シ上告アリタ
 ル場合ニ於テ他ノ部分ニ關係アラサル時ハ大審院ニ於テ其上

害となる可き時ハ之れを他の裁判所ニ移して改めて裁判を爲さなれ共其の手續の規則ニ背きより其後の害とならぬ者ハ大審院にて直し其の手續のミを取消て其の裁判の其の儘ニ差置くなり

○第四百三十二條 其執行を爲さしむ 其の執行處分を

○第四百三十三條 接近 近き場所

○第四百三十四條 其條確定の者とす 改て上告すると

○第四百三十五條 定期 即三日五日の日限

○第四百三十七條 通常上告の規則 第四百十條より第四百三十四條迄の規則を云ふ

告ニ係ル部分ヲ破毀シ法律ニ從ヒ直チニ相當ノ裁判言渡ヲ爲シ又ハ其事件ヲ他ノ裁判所ニ移ス可シ

第四百三十二條 大審院ニ於テ原裁判言渡ヲ破毀シ直チニ裁判言渡ヲ爲シタル時ハ原裁判所又ハ他ノ裁判所ヲシテ其執行ヲ爲サシム可シ

第四百三十三條 大審院ニ於テ破毀シタル事件ヲ他ノ裁判所ニ移スノ言渡ヲ爲ス可キ時ハ原裁判所ニ接近シタル同等ノ裁判所ヲ定示ス可シ其單ニ私訴ニ係ル事件ハ之ヲ民事裁判所ニ移ス可シ

第四百三十四條 法律ニ係ル大審院ノ判決ハ確定ノ者トス大審院ヨリ送付ヲ受ケタル裁判所ノ裁判言渡ニ對シテハ通常ノ規則ニ從ヒ更ニ上告ヲ爲ス可キ得

第四百三十五條 法律ニ於テ罰セサル所爲ニ對シ刑ヲ言渡シ又ハ相當ノ刑ヨリ重キ刑ヲ言渡シタル場合ニ於テ定期内ニ上訴スル者ナクシテ其裁判言渡確定シタル時ハ大審院檢事長ヨリ司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ何時ニテモ非常上告ヲ爲ス可キ得

非常上告アリタル時ハ原裁判言渡ヲ破毀シ大審院ニ於テ直チニ裁判言渡ヲ爲ス可シ

百三十五條 定期 即三日五日の日限

○第四百三十七條 通常上告の規則 第四百十條より第四百三十四條迄の規則を云ふ

○第二章 再審の訴 訴訟事件の裁判確定したる後其の犯罪と見做したる事實全く間違ひよして即ち第四百三十九條又列記したる人違ひ又ハ其の証據物の偽造等よて全く

第四百三十六條 左ノ場合ニ於テハ大審院ノ裁判言渡ニ對シ檢事長其他訴訟關係人ヨリ其院ニ哀訴スルコトヲ得

一 大審院ニ於テ前數條ニ定メタル式ヲ履行セサル時

二 訴訟關係人ヨリ申立タル條件ニ付キ判決ヲ爲サ、ル時

三 同一ノ裁判言渡ニ付キ二箇ノ條件齟齬シタル時

第四百三十七條 哀訴ヲ爲サントスル者ハ裁判言渡アリタルヨリ三日内ニ書記局ニ其申立ヲ爲ス可シ

書記ハ申立書ヲ受取リタルヨリ三日内ニ之ヲ對手人ニ送達シ對手人ハ同一ノ期限内ニ其答辯書ヲ差出ス可シ

大審院ニ於テハ通常上告ノ規則ニ從ヒ哀訴ノ判決ヲ爲ス可シ

第四百三十八條 大審院ノ裁判言渡ハ其渡言アリタルヨリ三日間又哀訴アリタル時ハ其判決アルマテ執行ヲ停止ス

第二章 再審ノ訴 第四百三十九條 再審ノ訴ハ左ノ場合ニ於テ重罪輕罪ノ刑ノ言渡ニ對シ被告人ノ利益ノ爲メ之ヲ爲ス可キ得但裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ爲ス可キ得ス

一 人ヲ殺シタル罪ニ付キ刑ノ言渡アリタル後其言渡ノ日ニ當リ殺サレタリト認メラレシ者現ニ生存シ又ハ犯罪前既ニ死去シタルノ確證アリタル時

無實の罪なることの判然し
 たる時之れを訴へて再吟
 味を願ふ者之れを再審の
 訴と云ふ此の章其の方法
 を詳かき
 ○第四百
 三十九條 重罪輕罪
 の刑 此は違警罪を謂ひ
 固と甚々輕き者ありて假
 令ひ其の誤謬ありり共
 程過ぎたる後之れも多
 少の費用を掛け強ひて非
 常の訴と爲す可き迄の者
 あり非と故之れと省く
 裁判確定の後之云
 々 裁判確定せざる者ハ
 尙ほ通常の手續即ち
 控訴上等の方法を以て
 之れを訴ふるとを得るを

- 二 同一ノ事件ニ付キ共犯ニ非スシテ別ニ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時
 - 三 犯罪アル以前ニ作リタル公正ノ證書ヲ以テ當時其場所ニ在テサルコトヲ證明シタル時
 - 四 被告人ヲ陷害シタル罪ニ因リ刑ノ言渡ヲ受ケタル者アリタル時
 - 五 公正ノ證書ヲ以テ訴訟書類ニ偽造又ハ錯誤アルコトヲ證明シタル時
- 第四百四十條 再審ノ訴ヲ爲スコトヲ得可キ者左ノ如シ
- 一 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官
 - 二 刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ヲ管轄スル控訴裁判所ノ檢事長
 - 三 大審院檢事長但司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲ス可シ
 - 四 刑ノ言渡ヲ受ケタル者
 - 五 刑ノ言渡ヲ受ケタル者死去シタル時ハ其親屬
- 第四百四十一條 再審ノ訴ハ刑ノ消滅シタルニ拘ハラズ何時ニテモ之ヲ爲スコトヲ得
- 第四百四十二條 再審ノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ原裁

以て此の再審の訴ハ必
 確定の後ち於て是るな
 り生存 生きあか
 へて居ると 確
 証 たいかな証據下 當
 時 其の犯罪あり 被告
 たる時を云ふ 人を陷害したる罪
 人 罪を受け
 一 因り云々 ざる者實
 ハ其の罪ハ非と他人の讒
 讒ハ依て其の罪ハ落ち其
 の讒懇を爲したる本人
 の知れたる時と云ふ
 ○第四百四十一條
 刑の消滅 過さるる後
 ちを
 ○第四百四十四

判言渡書ノ謄本及ヒ證書書類ヲ添へ之ヲ原裁判所ノ書記局ニ
 差出ス可シ
 原裁判所ノ檢察官ハ其書類ニ意書見ヲ添へ之ヲ大審院檢事長
 ニ差出ス可シ
 原裁判所ノ檢察官及ヒ控訴裁判所檢事長自ラ再審ノ訴ヲ爲サ
 ントスル時ハ前項ノ手續ニ從ヒ其書類ヲ差出ス可シ
 第四百四十三條 大審院ニ於テハ檢事長ノ請求ニ因リ速ニ專任
 判事一名ヲシテ其取調ヲ爲シ報告書ヲ差出サシム可シ
 第四百四十四條 大審院ニ於テハ他ノ事件ヲ閣キ刑事局判事全
 員會議局ニ集會シ專任判事ノ報告書及ヒ檢事長ノ意見書ニ依
 リ判決ヲ爲ス可シ
 第四百四十五條 大審院ニ於テ再審ノ原由アルコトヲ認メタル時
 ハ原裁判言渡ヲ破毀シ公訴及ヒ私訴ニ付キ再審ヲ爲ス可キコ
 トヲ言渡シ其事件ヲ原裁判所ト同等ナル他ノ裁判所ニ移ス可
 シ
 其送付ヲ受ケタル裁判所ニ於テハ通常ノ規則ニ從ヒ裁判ヲ爲
 ス可シ
 第四百四十六條 死者ノ親屬ヨリ再審ノ訴ヲ爲シタル場合ニ於
 テ大審院ニテ再審ノ原由アルコトヲ認メタル時ハ其事件ヲ他ノ

條 全員 殘少 ○第四

百四十五條 公訴及

私訴云々 第三百二十

重罪輕罪に付ての再審を許し私訴の再審を許すとなし然るも此は私訴の再審を擧ぐる所以の私訴の固と公訴に附帶したる者故其の公訴を破毀したる時唯は私訴の之其の儘である可きは非ず故に併せて之れを審判するなり

○第三章 裁判管轄

を定むるの訴 裁判管

罪の種類等級場所及び犯人の身分等も依り各其の

裁判所ニ移スコトナク原裁判言渡ヲ破毀ス可シ

第四百四十七條 再審ノ裁判ニ因リ無罪ノ言渡アリタル時又ハ前條ノ場合ニ於テ破毀ノ言渡アリタル時ハ其者ノ名譽ヲ復スル爲メ其言渡書ヲ揭示公告ス可シ

第三章 裁判管轄ヲ定ムルノ訴

第四百四十八條 通常裁判所ト特別裁判所トト問ハス管轄ニ非サルノ言渡ヲ爲シ其言渡確定シタル時又忌避ノ理由若クハ非常ノ事變ニ因リ訴訟事件ヲ管理スルコト能ハサル時ハ檢察官其他訴訟關係人ヨリ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ爲スコトヲ得

大審院檢察長ハ司法卿ノ命ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其訴ヲ爲スコトヲ得

第四百四十九條 裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ爲サントスル者ハ其趣意書ニ訴訟書類ヲ添ヘ之ヲ大審院ノ書記局ニ差出ス可シ

第四百五十條 大審院ニ於テハ刑事局判事五名以上會議局ニ集會シ專任判事ノ報告書及ヒ檢察長ノ意見書ニ依リ裁判管轄ヲ定ムルノ訴ヲ判決シ其事件ヲ管理ス可キ裁判所ヲ定示ス可シ

第四章 公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移

スノ訴

第四百五十一條 犯罪ノ性質被告人ノ身分員數地方ノ民心其他

重大ナル事情ニ因リ裁判ニ對シ紛擾又ハ危險ヲ生スルノ恐アル時ハ公安ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第四百五十二條 公安ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ司法卿ノ命ニ因リ大審院檢察長ヨリ其院ニ之ヲ爲ス可シ

第四百五十三條 大審院ニ於テハ會議局ニテ訴訟關係人ノ申立ヲ聽クコトヲ速ニ前條ノ訴ヲ判決ス可シ

第四百五十四條 被告人ノ身分地方ノ民心又ハ訴訟ノ模様ニ因リ裁判ノ公平ヲ維持スルコト能ハサルノ恐アル時ハ嫌疑ノ爲メ其事件ヲ同等ナル他ノ裁判所ニ移スコトヲ得

第四百五十五條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ハ管轄裁判所ノ檢察官其他訴訟關係人ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

民事原告人嫌疑アル裁判所ニ私訴ヲ爲シ又被告人其裁判所ニ於テ異議ノ申立ナクシテ本案ニ付キ辯論ヲ爲シタル時ハ前項ノ訴ヲ爲スコトヲ得

第四百五十六條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴ヲ爲スニハ其趣意書ニ通テ原裁判所ノ書記局ニ差出ス可シ

書記ハ速ニ一通ヲ對手人ニ送達シ對手人ハ其送達アリタルヨリ三日内ニ答辯書ヲ差出スコトヲ得

第四百五十七條 大審院ニ於テハ第四百五十條ノ規則ニ從ヒ前

區別ある者あり故に裁判所に於て其の管轄を非すとすなり或は忌避又は非常の事故に依り之れを管轄するを得ると爲したる時其の事件を管轄を可き裁判所を定むる爲め之れと大審院に訴ふるとあり此章其の方法を

○第四

百四十八條 特別裁

判所 高等法院又ハ陸海軍裁判所等總て別段に設け

る裁判所 ○第四章

公安又ハ嫌疑の爲

め裁判管轄を移す

の訴 第四百五十一條小

記したる事情ある ○裁判管轄ヲ定ムルノ訴 ○公安又ハ嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴 百十七

場合於て直ち其の裁判を爲す時の之れか爲め其の地の人民の騒動を起し或は其の黨類の怒りを増す等總て人氣の穩かならざると致その恐れある時又ハ第四百五十四條ノ記したる事情ニ依り被告人の高貴顯官なる時又ハ其の事件の摸樣等ニ依り其の裁判上不公平の恐れある時其の事件を他の裁判所ニ移すと大審院ヨリ訴ふるなり此の章其の方法を詳らかにす

條ノ訴ヲ判決ス可シ
第四百五十八條 嫌疑ノ爲メ裁判管轄ヲ移スノ訴アリタル時ハ裁判所ニ於テ其訴訟手續ヲ停止ス

○第四百五十一條 紛擾又ハ危險（けんけん）を起す等ノ類 公安（こうあん）の爲め 人氣を靜（しず）むる爲め
○第四百五十四條 公平（こうへい）を維持（もじ）する 依怙（いこ）偏頗（へんぱん）を起す等ノ類 嫌疑（けんぎ）の爲め 嫌疑を避（よ）くる爲め
○第四百五十五條 嫌疑ある裁判所（さいはんしよ）ニ云々

嫌疑ある裁判所との即ち前條ノ記したる事情ありて初めより忌避すべき者なり然るハ原告人ハ之を忌避せるとなく已ハ其の私訴を起し被告人ハ又ハ別ニ異議の申立もせず辯論を治めたる時ハ已ハ其の嫌疑を避けざるものと做すを以て半バまで其の訴へを爲す共其の效なきなり

○第六編 裁判執行復権及ヒ特赦

第三章と爲す即ち一を裁判執行と一を復権と一を特赦となす各之れを行ふの手續を定むる者なり但九其の解釋ハ各之れを其の條下ニ掲ぐ

○第一章 裁判執行

此の章ハ裁判の上言渡したる本刑を實行するの手續を定むる者ヨリして刑法第一編第二章第二節第三節ヨリ本刑處分の方法を定め此ハ之れと執行するの手

○第四百六十條 司法卿

破壞又ハ廢棄ス可キ沒收物品ハ檢察官之ヲ處分ス可シ

第六編 裁判執行復権及ヒ特赦

第一章 裁判執行

第四百五十九條 重罪輕罪違警罪ノ刑ハ裁判確定ノ後ニ非サレハ之ヲ執行ス可カラズ

第四百六十條 死刑ノ言渡確定シタル時ハ檢察官ヨリ速ニ訴訟書類ヲ司法卿ニ差出ス可シ

司法卿ヨリ死刑ヲ執行ス可キノ命令アリタル時ハ三日内ニ其執行ヲ爲ス可シ

第四百六十一條 死刑ヲ除クノ外刑ノ言渡確定シタル時ハ直チニ之ヲ執行ス可シ

第四百六十二條 刑ノ執行ハ原裁判所ノ檢察官又ハ大審院ヨリ命ヲ受ケタル裁判所ノ檢察官ノ指揮ニ因リ之ヲ爲ス可シ

罰金料裁判費用及ヒ沒收物品ハ檢察官ノ命令書ニ依リ之ヲ徵收ス可シ

參看

明治十四年十二月司法省丁第二十五號達
治罪法第四百六十二條第二項罰金料費用及ヒ沒收物品ノ徵收ハ書記局ニ於テ之ヲ擔當シ會計主任ヘ引渡儀ト可心得此旨相達候事

○裁判執行復権及ヒ特赦 ○裁判執行

差出すべし 司法卿其

閣檢しる上若し特赦を願ふべき者ある時の之れを上奏するとあるを以て必し之れを差出さしむるあり又た必し其の命令を待て之れを執行するあり

○第四百六十二條

破壊又ハ廢棄す可き

打ち崩し又ハ取棄てねばならぬ物即ちあやふき品物又ハ風俗を亂すへき品物を云ふ ○第

第四百六十三條 死刑

の執行に付てハ云々

凡る處刑の中死刑の最も重大の者より一たび死

第四百六十三條

死刑ノ執行ニ付テハ書記其始末書ヲ作り刑ノ執行規則ニ從ヒ立會ヲ爲シタル官吏ト共ニ署名捺印ス可シ

其他刑ノ執行ニ關スル方法細目ハ別ニ規則ヲ以テ之ヲ定ム

第四百六十四條

裁判言渡確定シ又ハ闕席裁判アリタル時ハ其刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ書記既決犯罪表ヲ作り左ノ條件ヲ記載ス可シ但大審院ニ於テ刑ノ言渡ヲ爲シタル時ハ其執行ヲ爲シタル裁判所ノ書記之ヲ作ル可シ

一 犯人ノ氏名年齢職業住所及ヒ出生ノ地

二 罪名刑名

三 再犯

四 裁判言渡ヲ爲シタル年月日

五 對審裁判又ハ闕席裁判

第四百六十五條

既決犯罪表ハ二通ヲ作り一通ヲ司法省ニ送致シ一通ヲ其裁判所ノ書記局ニ藏置ス可シ

違警罪ノ既決犯罪表ハ一通ヲ作り其裁判所ノ書記局ニ藏置ス可シ

第四百六十六條

刑ノ言渡ヲ受ケタル者其言渡ノ條件ニ付キ疑義ノ申立又ハ其執行ニ付キ異議ノ申立ヲ爲シタル時ハ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ於テ之ヲ判決ス可シ

第四百六十七條

刑ノ言渡ヲ受ケタル者逃亡ノ後捕ニ就キタル場合ニ於テ人違ノ申立アリタル時ハ之ヲ認定スル爲メ前ニ其罪ヲ認メタル裁判所ニ送致ス可シ

裁判所ニ於テ本犯ナルヲ認定スルヲ能ハサル時ハ事實參考ノ爲メ會テ其事件ニ干預シタル裁判官檢察官書記又ハ原被ノ證人ヲ呼出スヲ得

第四百六十八條

前二條ノ場合ニ於テハ公廷ニテ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ申立及ヒ檢察官ノ意見ヲ聽キ裁判言渡ヲ爲ス可シ但其言渡ニ對シテハ上訴ヲ許サス

第四百六十九條

賠償及ヒ訴訟關係人ニ償還ス可キ裁判費用ニ付キ其言渡ノ執行ハ通常民事ノ規則ニ從フ

第二章 復權

第四百七十條

復權ノ願ハ刑法第六十三條ニ定メタル期限經過シタル後刑ノ言渡ヲ受ケタル者ヨリ司法卿ニ之ヲ爲ス可シ

復權ノ願書ニハ本人署名捺印シ現ニ住スル地ノ始審裁判所檢事ニ之ヲ差出ス可シ

第四百七十一條

復權ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添フ可シ

- 一 裁判言渡書ノ謄本
- 二 主刑ノ滿期特赦又ハ期滿免除ト爲リタルヲ證明スル書

○復權

認定見極む ○第二章

第四百六十七條

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

認定見極む ○第二章

復権 復権の本刑の裁

る後ら全く前非を後悔する等の情状ある時其の善心より戻りたるを賞し以て後來再び罪を犯す等の心を起さしめざる爲め天皇陛下の勅裁を以て一旦取上げたる公權を復たひ之れ又與ふる者なり但し其の出願の期限及び其の制限等ハ刑法第六十三條以下之れを定め此の章ハ唯其の出願の手續を定むる

- 類
- 三 假出獄及び假ニ監視ヲ免セラレタルノ證書
- 四 賠償及び裁判費用ヲ辨濟シ又ハ其義務ヲ免カレタルノ證書
- 五 過去現在ノ住所及び生計ヲ記載スル書類
- 第四百七十二條 檢事ハ願人ノ品行其他必要ノ取調ヲ爲シ前條ノ書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ控訴裁判所檢事長ニ差出ス可シ
- 第四百七十三條 檢事長ハ更ニ必要ノ取調ヲ爲シ復権ノ願ニ關スル書類ニ意見書ヲ添へ之ヲ司法卿ニ差出ス可シ
- 第四百七十四條 司法卿ハ復権ノ願ニ關スル書類ヲ檢閱シ其願ヲ允許ス可キ者ト認メタル時ハ速ニ上奏ス可シ
- 第四百七十五條 勅裁又ハ司法卿ノ意見ニ因リ復権ノ願ヲ棄却シタル時ハ司法卿ヨリ其旨ヲ控訴裁判所檢事長ニ通知シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル始審裁判所檢事長ニ通知ス可シ
- 前項ノ場合ニ於テハ刑法第六十三條ニ定メタル期限ノ半ヲ經過スルニ非サレハ更ニ其願ヲ爲ス可キ得ス
- 更ニ復権ノ願ヲ爲スニ付テモ亦前數條ノ規則ニ從フ
- 第四百七十六條 復権ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ其裁可狀ヲ控訴裁判所檢事長ニ送致シ檢事長ヨリ願書ヲ差出シタル始

一條 生計

第四百七十二條 品行

第四百七十五

條 前項の場合云々

即ち其の願を棄却せられたる者ハ其の時より二年半と過ぎたる後ハ非されハ再び復権を願ひ出るとを許さぬあり

六條 裁可

三章 特赦

定一 本刑執行中何時も其の本人の能く其の身を謹み獄則を守り勉めて使役又服し又ハ他ハ勝くれらる功ある等の情状ある時天皇陛下の勅裁を以て別段之れを赦し遣すなり此亦た其の手續を定むる

○特赦

審裁判所檢事ニ送致ス可シ
 檢事ハ裁可狀ノ謄本ヲ願人ニ下付ス可シ
 又刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ニ裁可狀ノ謄本ヲ送致シ其裁判所ニ於テハ之ヲ裁判言渡書ニ記入ス可シ

第三章 特赦

第四百七十七條 特赦ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ檢察官又ハ監獄長ヨリ犯人ノ情狀ヲ具シ司法卿ニ申立ルヲ得
 監獄長ヨリ特赦ノ申立ヲ爲ス時ハ檢察官ヲ經由ス可シ但檢察官ハ意見書ヲ添フ可シ
 特赦ノ申立アリタル時ハ司法卿ヨリ其書類ニ意見書ヲ添へ上奏ス可シ

第四百七十八條 司法卿ハ刑ノ言渡確定シタル後何時ニテモ特赦ノ申立ヲ爲ス可キ得
 死刑ヲ除クノ外特赦ノ申立アリト雖モ刑ノ執行ヲ停止セス

第四百七十九條 特赦ノ申立棄却アリタル時ハ司法卿ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官ニ其旨ヲ通知ス可シ

第四百八十條 特赦ノ裁可アリタル時ハ司法卿ヨリ刑ノ言渡ヲ爲シタル裁判所ノ檢察官ニ特赦狀ヲ送致ス可シ此場合ニ於テハ第四百七十六條ノ規則ニ從フ

條 情狀を具し 其の有様を詳し
かに認むるあり ○第四百七十八條 司法卿しはきけらの云々 前條前條よの
の監獄長より特赦の願ひを爲すとを得るを定め此條よの亦た司法卿より其の意見を以て
之れを申立つるを得るとを定め且つ何れよりの申立ても其の裁可ある迄死刑の外其の處
刑の執行を見合するとあきなり是れ特赦の願ひの救済を待ちたる上非され其の許しを
受くへきや否やを知る可からざるを以て外の處刑の執行の停止とることあきも死刑の前
も言ひたる如く一たび死せる者復立つ可からず
故に此の場合に於ても亦此の如く定むるあり ○第四百八十條 第四百七十六
條の規則に従ふ 裁可狀の謄本を本人に下付し
又と言渡書に記入するあり

通俗 治罪法註解終

通俗 刑法附則注解目錄

- 第一章 主刑執行
- 第二章 監視
- 第三章 假出獄及ヒ特別監視
- 第四章 刑事裁判費用
- 第五章 賠償處分

○刑法附則 けいほうふそく 刑法に付

る規則よりて刑法の中
言ひ足りぬ所を掲げて其
の及らざる所を補ふが爲
め別段此の規則を設け
たる者なり故に刑法と附
則との互ひに相須て其の
用を爲す者故に彼れを讀む
者の宜く此れを讀むべく
此れを觀る者の亦宜く
彼れを觀る可きあり

○第一章 主刑處分 しゅけいしよぶん

刑法第二章第二節に掲げ
たる主刑處分の條目を補
ふな ○第一條 この下
三條の
死刑處分は付ての さくし 獄司
手續を定むるなり
監獄の役人 けいじやう 下刑場 さば 一を
も之れは同一刑場 さば

○刑法附則

通俗 刑法附則註解

第一章 主刑執行

瀧 鍊 太郎 註解

第一條 死刑ハ其執行ヲ爲ス裁判所ノ檢察官書記及ヒ獄司刑場
ニ立會獄司ヨリ囚人ニ死刑ヲ執行ス可キヲ告示シタル後獄
丁ヲシテ之ヲ執行セシム但其期限ハ午前十時前トス

第二條 死刑ヲ行フ時ハ刑場ノ警戒ヲ嚴ニ執行ニ關スル者ノ
外刑場ニ入ルヲ許サス但立會官吏ノ許可ヲ得タル者ハ此限
ニ在ラス

第三條 死刑ノ執行畢リタル時ハ書記其始末書ヲ作り立會ヲ爲
シタル官吏ト共ニ署名捺印シ之ヲ裁判所ノ檢事局ニ納ム可シ
第四條 左ニ記載シタル日ハ死刑ヲ行フヲ禁ス

元始祭

孝明天皇祭

紀元節

春季皇靈祭

仁孝天皇祭

神武天皇祭

下も之れ 告示 つけいめ
よ同し 決行 実施も取り
同し 掛るなり

○第二條 警戒を厳

まじ 取締りを嚴重
まするなり

第四條 此の條の刑法第
十四條の大祀令

節國祭の日を明細よ
分別したる者なり

第五條 此の條刑法第十
五條の場合よ於

て用ゆる所の手 上申
續を定むるなり

○第六條 之れよ同し

此の條の刑法第十六條よ
定めたる所と同一但た其
の遺骸を請ふ者なき
時の例を示せなり

六月大祓

秋季皇靈祭

神宮神嘗祭

天長節

後桃園天皇祭

新嘗祭

光格天皇祭

十二月大祓

第五條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル婦女懷胎ト申スル者ハ醫師及ヒ
穩婆ヲシテ之ヲ検査セシメ果シテ懷胎ナル時ハ檢察官ヨリ司
法卿ニ上申シテ其執行ヲ停メ産後一百日ヲ經テ更ニ司法卿ノ
命令ヲ受ケ決行スヘシ

第六條 死刑ノ遺骸ハ一定ノ場所ニ埋ム若シ親屬故舊請フ者ア
ル時ハ獄司之ヲ許可シ下付スルヲ得

第七條 死刑ノ宣告ヲ受ケタル者執行ニ至ルマテ何時ニテモ獄
司ノ許可ヲ得テ其親屬故舊ニ接見スルヲ得

第八條 死刑ヲ執行シタル時ハ犯人ノ屬籍氏名年齢職業住所及
ヒ其罪狀刑名ヲ記載シテ左ノ各所ニ榜示公告ス可シ
刑ヲ宣告シタル裁判所ノ門前

第七條 此の條及以下の
第八條の刑法の

全く無き所
を補ふなり

○第八條 榜示公告
貼り出して
世間へ知ら
せる

○第九條 此の條
及以下の

第十條の刑法第十七條の
處分よ付て爲すべき所の
手續を定む
發船の地
る者なり

○第十一
條の波止場

條 此の條の刑法第二十
條の場合よ用ゆる可き
方法を定
工業
手細工の
ひるなり

○第十二條 類下も之
れよ同し

此の下四條の刑法第二十
一條の處分よ付て爲て可

犯罪ノ地
犯人住居ノ地

第九條 徒流ノ囚ヲ發遣スルハ裁判ヲ爲シタル地ノ獄司ヨリ内
務卿ニ上申シ其命令ヲ待テ發船ノ地ニ護送ス可シ

第十條 徒刑ノ囚ハ島地ニ於テ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシム
ルヲ得

第十一條 流刑ノ囚幽閉中獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ
者ハ獄司之ヲ許ス可シ

第十二條 流刑ノ囚幽閉ヲ免ス可キ者アル時ハ獄司ヨリ内務司
法兩卿ニ上申シ其許可ヲ受ク可シ

第十三條 徒刑ノ囚假出獄ヲ許サレタル者又ハ流刑ノ囚幽閉ヲ
免セラレタル者家屬ヲ招キ同居スルヲ請フ時ハ之ヲ許ス可シ
得但其路費ハ自ラ之ヲ辨ス可シ

第十四條 流刑ノ囚幽閉ヲ免シ地ヲ限リ居住セシムル者ハ監獄
近傍ノ地ヲ限リ獄司ノ監督ヲ受ケシム若シ已ムコトヲ得サル事
故アル時ハ獄司ニ請フテ限外ニ出ルヲ得

第十五條 流刑ノ囚幽閉ヲ免セラレタル者再ヒ罪ヲ犯シタル時
ハ本刑期限内ト雖モ島地ニ於テ直チニ其刑ヲ執行ス可シ

第十六條 懲役重禁錮ノ囚ハ便宜ニ從ヒ獄外ノ役ニ服セシムル

○第十五
此の條の
年限中

○第十六條
此の條の
刑罰第二

○第十七條
此の條の
刑罰第二

○第十八條
此の條の
刑罰第二

○第十九條
此の條の
刑罰第二

○第二十條
此の條の
刑罰第二

○第二十一條
此の條の
刑罰第二

○第二十二條
此の條の
刑罰第二

○第二十三條
此の條の
刑罰第二

○第二十四條
此の條の
刑罰第二

○第二十五條
此の條の
刑罰第二

ヲ得

第十七條 禁獄輕禁錮ノ囚獄内ニ於テ自ラ工業ヲ爲サント請フ者ハ獄司之ヲ許ス可シ

第十八條 服役限内更ニ罪ヲ犯シ再ヒ定役ニ服スル者後犯ノ刑期百日以内ハ工錢ヲ給與セス

第十九條 囚人ニ給與スル工錢ノ額ヲ定メ之ヲ交付シ及ヒ領置スル方法ハ監獄ノ規則ニ從フ

第二十條 罰金科料ノ宣告ヲ受ケ未タ納完セサル前ニ於テ犯人身死スル時ハ之ヲ徵收セス附加ノ罰金ニ於ル亦同シ

第二章 監視

第二十一條 監視ハ主刑ノ終リタル後仍ホ將來ヲ檢束スル爲メ警察官吏ヲシテ犯人ノ行狀ヲ監視セシムル者トス

第二十二條 監視ニ付ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ主刑ノ終リタル時獄司ヨリ犯人ヲ其住居ノ地ノ警察所ニ護送シ監視ヲ執行セシム主刑ノ期滿免除ヲ得タル者又ハ主刑ヲ免シ止タ監視ニ付スル者ハ其裁判所ノ檢察官ヨリ警察所ニ護送ス可シ

第二十三條 犯人ヲ警察所ニ護送スル時ハ其監視ノ起算滿期ヲ記載シタル文書及ヒ刑名宣告書ノ謄本ヲ附ス可シ

第二十四條 犯人ノ住居遠地ニ在テ一日程ヲ過ル者ハ獄司若

○第二章
の變例を舉ぐるなり

○第二十一條
此の條の刑罰ニ性質を示

○第二十二條
此の條の初て監視ニ付する時の手續を定むるなり

○第二十三條
此の下三條を監視ニ付する爲め住所の土地へ差送る時の手續を定むるなり

○第二十四條
犯人を添

○第二十五條
此の條の

○第二十六條
此の條の

○第二十七條
此の條の

○第二十八條
此の條の

○第二十九條
此の條の

○第三十條
此の條の

ハ檢察官ヨリ先ツ最近ノ警察所ニ護送シ其警察署ヨリ住居ノ地ノ警察所ニ送致ス可シ

第二十五條 警察所ヨリ犯人ヲ住居ノ地ノ警察所ニ送致スル時ハ其里程ヲ計リ日數ヲ限定シテ旅券ヲ付與シ犯人到着ノ日直チニ之ヲ其地ノ警察所ニ差出サシム但途中事故アリテ淹滞シタル時ハ第三十一條ノ例ニ從フ可シ

犯人ヲ送致スル時ハ第二十三條ニ記載シタル書類ヲ其地ノ警察所ニ遞送ス可シ

第二十六條 犯人住居ノ地ノ警察所ニ於テハ監視ノ期限間遵守ス可キ條件ヲ讀聞カセ監視ノ票ヲ下付ス可シ

第二十七條 監視ニ付セラレタル者ハ其期限間左ノ條件ヲ遵守ス可シ

一 毎月二度所轄ノ警察所ニ到リ其謹慎ナルヲ表シ監視ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ已ムヲ得サル事故アリテ警察所ニ到ルヲ能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツ可

二 酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルヲ許サ

三 事故アリテ其住居ヲ轉移セントスル時ハ警察所ニ申請シ

○監視

五

一日程 一日分の路のり ○第

二十五條 里程 道のり、下も之れ 旅券 道中の手

形、下も之れ、淹滞 下も之れ、同

○第二十六條 此の罪人到着の上其の地の警

察署にて爲そへき手續あり 遵守 下も之れ、下

監 視の票 監視よりた 第二十七條 此の條及

十八條の監視を付せられたる者の心得あり 參會 下も之れ、同

轉 第二十一條 旅行中天災又ハ疾病等ニ因リ臨時淹滞シタル時ハ

事由ヲ其地ノ警察所ニ具申シ官吏ノ證書ヲ受ケ歸著ノ日旅券ニ添ヘ警察所ニ差出ス可シ

第三十二條 監視ニ付スル者住居ナク及ヒ引取人ナキ時ハ其期限懲治場ニ留置シ工業ヲ爲サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地

許可ヲ受ク可シ 四 擅ニ他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許サス若シ已ムコトヲ得サル

事故アル時ハ其事由ヲ警察所ニ具申シ許可ヲ受ク可シ 第二十八條 監視ノ期限間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ臨檢

スルコトアル可シ 第二十九條 警察所ニ於テ住居ヲ轉スルコトヲ許可シタル時ハ其

事由ヲ轉住ノ地ノ警察所ニ通知シ第二十三條ニ記載シタル書類ヲ遞送ス可シ

第三十條 他ノ地方ニ旅行スルコトヲ許可シタル時ハ其里程ヲ計リ先方ノ地ニ滞留スル時日ヲ算シ往復日數ヲ限定シテ旅券ヲ

付與ス可シ 犯人先方ノ地ニ到レハ其地ノ警察所ニ出テ旅券ヲ示シ官吏ノ認印ヲ受ケ限定ノ日數内ニ歸來リ直チニ旅券ヲ警察所ニ還納

ス可シ 第二十一條 旅行中天災又ハ疾病等ニ因リ臨時淹滞シタル時ハ事由ヲ其地ノ警察所ニ具申シ官吏ノ證書ヲ受ケ歸著ノ日旅券

ニ添ヘ警察所ニ差出ス可シ 第三十二條 監視ニ付スル者住居ナク及ヒ引取人ナキ時ハ其期限懲治場ニ留置シ工業ヲ爲サシメ又ハ使役ニ供ス住居遠地

ニ在テ歸著スル資力ナキ者亦同シ 第三十三條 懲治場ニ留置シタル者限内引取人ヲ得又ハ住居ノ

地ニ歸著スル資力ヲ得タル時ハ其地ニ送致シテ殘期ノ監視ヲ執行セシム可シ

第三十四條 刑期限内再ヒ罪ヲ犯シ初犯再犯共ニ監視ニ付ス可キ時又ハ監視ノ期限間再ヒ罪ヲ犯シ更ニ監視ニ付ス可キ時ハ

並ニ主刑滿限ノ後前後ノ期限ヲ通算シテ監視ヲ執行ス可シ 第三十五條 罰金ヲ禁錮ニ換ヘタル者監視ニ付ス可キ時ハ其禁

錮ノ日數ヲ監視ノ期限ニ算入ス可シ 第三十六條 監視ニ付セラレタル者其規則ヲ謹守シ悛改ノ狀アル時ハ警察官ヨリ其實情ヲ上申シ内務司法兩卿ノ命ヲ受ケテ

假ニ監視ヲ免スルコトヲ得 第三十七條 假ニ監視ヲ免セラレタル者住居ヲ轉移スル時ハ第

二十七條第三及ヒ第二十九條ノ例ニ從フ可シ 第三章 假出獄及ヒ特別監視

第三十八條 假出獄ヲ許ス可キ者アル時ハ獄司ヨリ其犯人ノ行狀及ヒ刑名入獄ノ年月ヲ記載シ假ニ出獄ヲ許サレンコト内務

司法兩卿ニ上申シテ許可ヲ受ク可シ 第三十九條 假出獄ヲ許シタル時ハ獄司ヨリ其證票ヲ犯人ニ下

移 引キ移ると、下 第二十九條 此の條の犯人監視中、住所を移す時の扱

ひ方を定むるあり 第三十條 此の條の犯人監視中、旅行を爲す時の扱ひ方

を定むるあり 第三十一條 此の條の犯人旅行中定めの日

は遅れたる時 第三十二條 此の條の監視を人あく又ハ歸郷の資力

なき時の扱ひ方あり 資力 下も之れ、下 第三十九條 假出獄及ヒ特別監視

○假出獄及ヒ特別監視

第三十二條

此の條の
前條の者

引取人又ハ資力を得たる
時の扱ひ方を示すあり
殘期 殘りの日ざり、
下も之れも同一

第三十四條

此の條の
監視は該

る者再犯又ハ監視は該
へき時の例規を示すあり
前後の期限云々 前の
と後の監視とを併せて其
の日數丈の監視は是るあり

第三十五條

此の
條の

亦ハ刑法第二十條
七條の變例ナリ 禁錮の
日數云々 別段禁錮
の日數と併せて直之
れを監視は是るあり

付ス可シ

第四十條 假出獄證票ニハ左ノ條件ヲ記載ス可シ

一 本人ノ屬籍氏名年齢住所罪名刑名及ヒ處刑ノ年月日

二 殘期何年何月何日問假出獄ヲ許ス事

三 假出獄中ハ特別監視ニ付ス可キ事

四 假出獄中更ニ重輕罪ヲ犯シタル時ハ直チニ出獄ヲ停止シ
出獄中ノ日數ヲ刑期ニ算入セサル事

第四十一條 重罪ノ刑ニ處セラレタル者假出獄中自ラ財産ヲ治
メ若クハ職業ヲ營マントスル時ハ警察所ニ申請シ許可ヲ受ク
可シ

第四十二條 假出獄ヲ許ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ出獄
ノ日獄司ヨリ其證票ノ謄本ヲ添へ犯人ヲ其住居ノ地ノ警察所
ニ護送シ特別監視ヲ執行セシム可シ

第四十三條 特別監視ニ付スル者ハ第二十三條第二十四條第二
十五條第二十六條第二十九條第三十一條ノ例ヲ適用ス

第四十四條 特別監視ニ付セラレタル者ハ其期限間左ノ條件ヲ
遵守ス可シ

一 毎週間一度所轄ノ警察所ニ到リ其謹慎ナルヲ表シ監視
ノ票ヲ出シ官吏ノ認印ヲ受ク可シ但疾病又ハ已ムヲ得サ

ル事故アリテ警察所ニ到ルヲ能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツ
可シ

二 酒宴遊興ノ席ニ會シ又ハ群集ノ場所ニ參會スルヲ許サ
ス

三 事故アリテ住居ヲ轉移セントスル時ハ警察所ニ申請シ許
可ヲ受ク可シ但他ノ府縣ニ轉移スルヲ許サス

四 往復一日程ヲ過クル地ニ旅行スルヲ許サス

第四十五條 特別監視ノ期限間ハ警察官吏時宜ニ因リ其家宅ニ
臨檢スルヲアル可シ

第四十六條 假出獄ヲ許サレタル者刑期滿限ノ日ニ至レハ假出
獄證票ヲ警察所ニ還納シ警察所ヨリ證票ヲ出シタル獄司ニ遞
送ス可シ

主刑滿限ノ後監視ニ付ス可キ犯人ナル時ハ警察所ニ於テ第二
章ノ例ニ從テ處分ス可シ

第四十七條 假出獄ヲ許ス可キ者住所ナシ及ヒ引取人ナキ時ハ
第三十二條ノ例ニ從ヒ懲治場ニ留置ス可シ

第三十二條ノ例ニ從ヒ懲治場ニ留置ス可シ

第四章 刑事裁判費用

第四十八條 豫審公判ニ付キ呼出シタル證人醫師鑑定人通辨人
翻譯人ニ給與ス可キ日當旅費止宿料及ヒ第五十一條第五十二

條第五十三條ノ例ニ從ヒ懲治場ニ留置ス可シ

第十九條 其の証票 出獄

を許した

○第四十一

第三十六條

此の條
及以下

第三十七條ハ刑法第四十
一條の例を行ふに付ての
手續を定

第三章 假

出獄及ヒ特別監視

刑法第一編第二章第六節
は掲げたる仮出獄及ヒ其
の第五十五條又記したる
所の特別監視の方法を定
むる

第三十八條

此
の

第三十九條

其の証票 出獄

第四十條

を許した

第四十一條

○第四十一

○刑事裁判費用

條 此の條及以下第四十

二條の刑法第五十五

條の者を用ゆ可き職業

手續を示しあり

職業、下も ○第四十

之れも同一 ○第四十

三條 此の條は掲げたる

分の通常監視の例

あり ○第四十四條

此の條の第二十七

條と同じ譯けあり

間七日目 ○第四十五

七日目 此の條の第二十八

條と同じ譯けあり

第四十六條 此の條の

日濟たる時の扱

ひ方を定むるあり

主刑

滿限の後 即ち假出獄

の期限濟と

條ニ記載シタル者ヲ以テ刑事ノ裁判費用ト爲ス

第四十九條 日當旅費及ヒ止宿料ノ金額左ノ如シ

日當五拾錢

旅費一里拾錢

止宿料一宿貳拾五錢

住居三里以外ノ地ニ在ル者ハ往復旅費ヲ給シ及ヒ呼出ノ地ニ
滞在中ハ日當並ニ止宿料ヲ給ス其三里未滿ノ地ニ在ル者ハ旅
費止宿料ヲ給セス
第五十條 證人ノ日當旅費及ヒ止宿料ハ本人ノ請求アルニ非サ
レハ之ヲ給與セス
第五十一條 證人日稼ヲ以テ生業トスル者治罪法第九十條ニ
從ヒ償金ヲ要求スル時ハ旅費日當ノ外若干ノ償金ヲ給スルコ
アル可シ
第五十二條 解剖含密等ノ費用及ヒ數多ノ時間ヲ要スル翻譯料
ノ類ハ日當ノ外別ニ之ヲ給與ス可シ
第五十三條 裁判費用ノ宣告ヲ受ケ未タ之ヲ納メサル前ニ於テ
犯人身死スル時ハ其相續人ヨリ之ヲ徵收ス
第五章 賠償處分
第五十四條 贓物犯人ノ手ニ在ル時ハ直チニ被害者ニ還付スト

たる時 ○第四十七條

を云ふ 此の條亦ハ第三十二

條と同じ譯けなり

第四章 刑事裁判費

用 刑法第一編第二章第四

節の裁判費用徴費の方

法を定むる者即ち其の第

四十五條の別規則又して

費用の額を定

むる者あり ○第四十

八條 此の條ハ刑法第四

十五條の前段を補

ひ裁判費用の性質

を定むる者あり ○第

雖モ若シ轉轉シテ他人ノ手ニ在ル時ハ被害者ノ請求ニ因リ還
給セシムル者トス

第五十五條 贓物轉轉シテ他人ノ手ニ在ル時公商ニ由リ買取シ
タル物品ハ其公商若シハ被害者ヨリ買取者ニ原價ヲ償ハサレ

ハ直チニ還給セシムルコトヲ得

若シ公商ニ由ラスシテ買取タル物品ハ其還給ヲ拒ムコトヲ得

ス但其買取者ハ賣者ニ對シ轉償ヲ求ムルコトヲ得

第五十六條 贓物ヲ受ケ又ハ典物トシテ受取タル者其贓物現在

スル時ハ還給ヲ拒ムコトヲ得ス但典物トシテ受取タル者ハ典主

ニ對シ轉償ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條 贓物交換シテ現在スル時ハ公商ニ由ルト否トテ區

別シ第五十五條ノ例ニ從テ處分ス可シ

第五十八條 贓物已ニ費用シタル時又ハ識別ス可カラサル時又

ハ其所在ノ知レサル時ハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第五十九條 人ノ名譽若クハ殺傷ニ關シタル損害其他犯罪ノ爲

メ現ニ生シタル損害ハ其賠償ヲ請求スルコトヲ得但失火ハ此限
ニ在ラス

○賠償處分

此の下四條の前二條

○第五十一條

○第五章

賠償處分

○第五十四條

○第五十五條

轉帳

○第五十八條

公商

ニ非サレハ之ヲ請求スルヲ得ス

第六十一條 刑事裁判所ニ於テ贓物ノ還給損害ノ賠償ヲ請求スル者ハ通常ノ文書又ハ言語ヲ以テ之ヲ爲スヲ得其民事裁判所ニ請求スル者ハ民事訴訟ノ程式ニ從フ可シ

第六十二條 贓物ノ還給損害ノ賠償ハ本犯死スル時ハ其相續人ニ對シ之ヲ要求スルヲ得

第六十三條 贓物ノ還給損害ノ賠償ノ宣告ヲ受ケタル者還給賠償セサル時ハ被害者ヨリ更ニ民事裁判所ニ身代限ノ處分ヲ請求スルヲ得

明治十五年八月第四十二號布告

明治十四年(十二月)第六拾七號布告刑法附則第二十二條及四十二條左ノ通改正シ第二十四條ヲ削除ス

第二十二條 監視ニ付ス可キ者ハ豫メ其住所ヲ定メシメ主刑ノ終リタル時典獄ヨリ最近ノ警察所ニ護送シ其警察所ヨリ住居ノ地ノ警察所ニ送致シ監視ヲ執行セシム但主刑ノ期滿免除ヲ得タル者又ハ主刑ヲ免シ止ク監視ニ付スル者ハ其裁判断所ノ檢察官ヨリ護送ス可シ

第四十二條 假出獄ヲ許ス可キモノハ豫メ其住所ヲ定メシメ出獄ノ日典獄ヨリ其護票ノ原本ヲ添へ第二十二條ノ例ニ依

原價

轉價

五十六條

第五十八條

第五十九條

第六十條

第六十一條

第六十二條

リ犯人ヲ護送シ特別監視ヲ執行セシムヘシ
明治十六年十一月十二日第三十九號布告

明治十四年(十二月)第六十七號布告刑法附則第四章第四十九條左ノ通改定ス

第四十九條 日當旅費及ヒ止宿料ハ左ノ制限ニ據リ各地方適宜其額ヲ定ム可シ

日當五拾錢以下
旅費一里拾錢以下

止宿料一宿貳拾五錢以下
住居三里以外ノ地ニ在ル者ハ往復旅費ヲ給シ及ヒ呼出ノ地ニ滞在在中ハ日當并ニ止宿料ヲ給ス其三里未滿ノ地ニ在ル者ハ旅費止宿料ヲ給セス

第六十一條 此の條の前條の規程ニ從テ要償

第六十二條 此の條及ヒ下第六十三條の賠償本犯を犯スル本人なり

佛蘭西法律書

全二冊 定價金一圓二十錢

松島剛先生譯

政理汎論

全六冊一冊定價金四十五錢 (但三十五錢トセシハ誤)
全部前金壹圓八十錢郵稅十二錢

本書ハ全十二冊ト爲シ定價金二十錢ト廣告致候處都合上ニ據リ二冊チ一冊ト爲シ定價四十五錢ト相改メ本月出版一冊發兌致候

社會平權論

卷六定價金三十錢本月出版
但此卷ニテ完備セリ

佛國刑法略論

佛國治罪法略論

右二書ハ官報全誌第一號へ廣告致候處刑法ハ本月治罪法ハ來一月出版致候

官令類聚目錄

本書ハ數度出版相企ルモ未ダ相果サス實ニ遺憾ニ堪ニス候仍テ同盟ノ多少ニ係ラス出版致候事ニ決定致候尙ホ詳細ノ義ハ來一月官報全誌へ報道スヘシ

內務省警保局編修

現行警察法規 全一冊 定價金七十錢
郵稅二十錢

性法講義

全一冊定價金六十錢
郵稅十八錢

法律大意講義

全一冊定價金十錢
郵稅四錢

會議五法全書

全一冊金五十錢
郵稅十四錢

官報全誌

每月一冊出版一冊定價金十八錢郵稅三錢
府外半年前金郵稅共金一圓

明治十六年十月廿七日版權免許
全 年十二月 出版

收 定價金六拾錢

編輯人

東京府士族

瀧 鍊太郎

赤阪區赤阪仲
町二番地

東京府平民
大野堯運

京橋區瀧山町
四番地

報 告 堂
全 所

出版人

發兌所

報告堂支店
群馬縣前橋
本町



